

一般社団法人 **日本腎臓学会**

# **定 款**

平成 30 年度版



# 一般社団法人 日本腎臓学会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本腎臓学会（Japanese Society of Nephrology 略称 JSN）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議によって必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、腎臓学及びこれに関連する諸分野の研究調査を行うと共に、知識の普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 腎臓学に関する研究、調査
- (2) 学術集会、研究会などの開催
- (3) 学会誌、そのほか出版物の刊行
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 内外の関連する学術団体との連絡及び協力
- (6) 腎臓疾患に関する一般の啓発、並びに普及活動
- (7) 腎臓専門医制度に関する事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者、又は腎臓学の発展に関し功績のあった者のうちから、理事会が推薦し、総会の議決をもって承認された者
- (3) 団体会員 この法人の目的に賛同する法人又は団体
- (4) 賛助会員 この法人の目的並びに事業を援助する個人又は法人
- (5) 国際名誉会員 この法人の発展および腎臓病学の領域において多年著しい功労のあった者で理事会が推薦し、総会の議決をもって承認された者

2 前項1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書に記入して理事長へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。但し、前条第1項第2号により名誉会員に承認された者及び前条第1項第5号により国際名誉会員に承認された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員及び国際名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この法人の定款又はその他の規則に反する行為をしたとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由のあるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会の決議を経て当該会員に除名の決議を行う総会1週間前までに予め通知すると共に、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である団体が解散したとき

(4) 会費を2年以上滞納したとき

(5) 除名されたとき

(拋出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拋出金品は、いかなる理由があっても返還しない。

## 第4章 総 会

(総会)

第13条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(総会の開催)

第15条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上の会員から理事長に対し、会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定により請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。この時期が経過しても臨時総会が招集されないときは、請求をした正会員は裁判所の

許可を得て臨時総会を招集することができる。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに、全正会員に通知しなければならない。
- 4 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする場合は、2週間前までにその開催を通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の内から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、過半数の正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面または電磁的記録を理事長に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使させることができる。

- 2 前項の場合における前条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 3 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2名が記名・押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上20名以内
  - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、兼務することができない。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

(役員解任)

第 27 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。ただし、この場合には、その役員に対し、あらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う前に、本人が希望すれば弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。  
(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 28 条 役員は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は、支弁することができる。

(役員責任免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長によって指名された順序に従って理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、そのかぎりではない。

(報告の省略)

第 35 条 理事または監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名・押印する。

## 第 7 章 幹 事

(幹事)

第 37 条 本会は、理事の会務の遂行を補助するため、若干名の幹事を置く。

2 幹事は、理事長が推薦し、理事会の承認を得て、委嘱する。

3 幹事は、有給とすることができる。

## 第 8 章 評議員及び職員

(評議員の選任)

第 38 条 この法人に、500 名以上 1,000 名以内の評議員を置く。

2 評議員は、正会員の中から別に定める規則によって選出し、総会の決議によって選任する。

(評議員の職務)

第 39 条 評議員は、評議員会を組織し、理事会の諮問のあった事項について助言する。

2 評議員会は、理事候補者を総会に推薦することができる。

(事務局及び職員)

第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く

2 職員は理事長が任免する。但し、事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免する。

3 職員は有給とする。

4 職員に関する必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て定める。

## 第 9 章 委員会

(委員会の設置)

第 41 条 理事長は、理事会の承認を得て各種の委員会を置くことができる。

2 各委員会の委員長及び委員は、理事長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 各委員会に関する事項は、理事会の承認を得なければならない。

(小委員会の設置)

第 42 条 各委員会の委員長は、理事会の承認を得て、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、理事長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

## 第 10 章 資産および会計

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書、収支予算書については毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第46条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き理事会、総会の決議を経て、承認を得なければならない。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第49条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告による。

(細則)

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。また、変更の場合も同様とする。

## 第13章 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は松尾清一とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. 本定款は一部改正の上、平成28年6月17日から施行する。



# 一般社団法人 日本腎臓学会 定款施行細則

## 第1章 会 員

- 第1条 入会希望する者は、所定の入会申込用紙を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 第2条 定款6条第1項第2号の名誉会員の称号は、理事会が推薦し、総会の決議をもって承認された者に授与する。名誉会員の選考は、別に定める日本腎臓学会名誉会員選考規定による。
- 第3条 本会は、功労会員を置く。
- 2 功労会員の称号は、理事会において承認された者に授与する。功労会員の選考は、別に定める日本腎臓学会功労会員選考規定による。
- 第4条 定款第6条第1項第5号の国際名誉会員の称号は、理事会が推薦し、総会の決議をもって承認された者に授与する。国際名誉会員の選考は、別に定める日本腎臓学会国際名誉会員選考規定による。

## 第2章 役員を選考

- 第5条 定款第22条に定める役員は、公募による立候補制を原則とする。但し、理事は任期が連続する場合は、3期までとする。
- 2 前項にかかわらず、理事在任期間3期目の理事長については、理事会において承認を得られた場合に限り、次期理事候補者として応募できるものとする。
- 3 前項の該当者は、理事に選任され、その後の理事会において理事長に選任されなかった場合、理事の資格を失う。
- 第6条 本会は、役員候補者推薦委員会を設ける。
- 2 理事長は、監事および評議員から若干名の役員候補者推薦委員を指名し、理事会の承認を得る。
- 3 役員候補者推薦委員会は、2年毎に役員候補者公募の公示を行う。公示は、選考年前年の12月を原則とする。
- 4 役員候補者推薦委員会は、該当する候補者の資格審査を行い、専門的分野、地域及び学術的活動性などを勘案して役員候補者を理事会へ推薦する。役員候補者の選考は、別に定める日本腎臓学会役員候補者推薦基準による。

## 第3章 評議員の選考

- 第7条 定款第38条に定める評議員は、公募による立候補制を原則とする。
- 第8条 本会は、評議員候補者推薦委員会を設ける。
- 2 理事長は、監事と評議員から若干名の評議員候補者推薦委員を指名し、理事会の承認を得る。
- 3 評議員候補者推薦委員会は、毎年、評議員候補者公募の公示を行う。公示は、毎年12月を原則とする。
- 4 評議員候補者推薦委員会は、該当する候補者の資格審査を行い、専門的分野、地域及び学術的活動性などを勘案して評議員候補者を理事会へ推薦する。
- 5 評議員候補者推薦委員会は、定款施行細則第6条による評議員候補者以外に、若干名の評議員候補者を推薦することができる。

第9条 評議員の任期は5年とし、5年ごとに日本腎臓学会評議員推薦規定により更新する。但し、再任は妨げない。

第10条 評議員の解任は、定款第27条を準用する。この場合、各条文中の「役員」を「評議員」に読み替えるものとする。

#### 第4章 役員，評議員の定年

第11条 定款第22条の役員，定款第38条の評議員の定年は、満65歳の誕生日を迎えた事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

#### 第5章 委員会

第12条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 編集委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 学会あり方委員会
- (4) 教育・専門医制度委員会
- (5) 国際委員会
- (6) 企画・渉外委員会
- (7) 広報委員会
- (8) 総務委員会
- (9) 倫理委員会
- (10) 学術委員会
- (11) 腎臓病対策委員会

#### 第6章 学術集会

第13条 定款第5条第1項第2号の学術集会は、日本腎臓学会学術総会と、日本腎臓学会東部学術大会及び西部学術大会をいう。

- 2 学術総会の英文名は、The ○ th Annual Meeting of the Japanese Society of Nephrology または、The ○ th Annual Meeting, Japanese Society of Nephrology とし、東部（西部）学術大会は、The ○ th Eastan (Westan) Regional Meeting of the Japanese Society of Nephrology または、The ○ th Eastan (Westan) Regional Meeting, Japanese Society of Nephrology とする。

第14条 学術総会は、原則として毎年1回4月から6月までに開催する。学術大会は、毎年各1回秋に開催する。

第15条 学術総会及び学術大会における研究発表は、会員に限る。

- 2 初期研修医（卒後2年まで）は、その限りではない。
- 3 会員の知識の向上などを目的として行われる講演などで、学術集会長が要請する場合は、その限りではない。
- 4 学術総会及び学術大会において発表された内容の要旨は、学会誌に掲載する。

第16条 学術総会及び学術大会への参加者は、所定の参加費を納めるものとする。

- 2 初期研修医（卒後2年まで）は、その限りではない
- 第17条 学術総会の総会長は、別に定める規則で選出し、理事会の承認を受けるものとする。
- 第18条 総会長は、学術総会を統括する。
- 2 総会長は、理事会に出席し、発言することができる。
- 3 総会長の任期は、学術総会終了日の翌日から当該年度の学術総会終了日までとする。
- 4 総会長は、副総会長を置くことができる。
- 5 総会長は、学術総会の開催される6カ月前までに、会期、会場、演題募集要項など学術総会開催に関する事項を、学会誌に公示しなければならない。
- 第19条 学術大会の運営は、別に定める日本腎臓学会学術大会規定による。

## 第7章 学会誌

- 第20条 定款第5条第1項第3号の学会誌は、「日本腎臓学会誌 The Japanese Journal of Nephrology」及び「Clinical and Experimental Nephrology」、「CEN Case Reports」と呼称する。
- 第21条 学会誌は、年12回以上発行する。
- 第22条 学会誌は、会員に無償で配布する。学会誌は、入会を承認された月の翌月分から配布する。
- 第23条 会員は、学会誌を通読しなければならない。
- 第24条 会員は、学会誌へ別に定める日本腎臓学会誌投稿規定並びにClinical and Experimental Nephrology INSTRUCTIONS FOR AUTHORS, CEN Case Reports Instruction for authorsにより、投稿することができる。
- 第25条 学会誌は、会員以外も購読することができる。

## 第8章 専門医制度

- 第26条 本会は、定款第5条第1項第7号により専門医制度を設ける。この運営は、別に定める腎臓専門医制度規定による。

## 第9章 褒賞

- 第27条 本会は、定款第5条第1項第4号により褒賞を設ける。この運用は、別に定める日本腎臓学会褒賞規定による。

## 第10章 入会金及び会費

- 第28条 本会は、定款第8条により入会金および会費を徴収する。金額及び徴収方法に関しては、別に定める日本腎臓学会会費規定による。

## 第11章 補 足

第29条 本会の定款及び本施行細則に関し必要な規定は、理事会の議を経てその都度別にこれを定める。

第30条 本施行細則を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### 付 則

- 1 本細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本細則は一部改正のうえ、平成28年6月17日から施行する。
- 3 本細則は一部改正のうえ、平成29年11月27日（平成29年度第2回定例理事会終了翌日）から施行する。

## 一般社団法人 日本腎臓学会 定款細則施行規定

### 一般社団法人 日本腎臓学会 名誉会員選考規定

1. 定款第6条第1項第2号に定める名誉会員の称号は、満70歳に達した会員で、次の各号のうち3項以上の条件を満たすものについて理事会が推薦し、総会の決議をもって承認された者に授与する。但し、本人の承諾を得るものとする。
  - (1) 腎臓学の進歩、或いは本会の発展に著しく寄与した者
  - (2) 本会の学術集会において、しばしば顕著な業績を発表した者
  - (3) 本会の評議員として通算20年以上就任した者
  - (4) 本会の役員に就任した者
  - (5) 本会の学術集会の会長に就任した者
2. 腎臓学の進歩、或いは本会の発展に著しく貢献したと認められた者に対しては、前条の規定にかかわらず理事会が推薦し、総会の決議をもって、名誉会員の称号を授与することができる。
3. 名誉会員称号は終身称号とし、授与に際しては、本会から名誉会員証並びに記念品を贈呈する。
4. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

#### 付 則

本規定は、平成25年4月1日から施行する。

### 一般社団法人 日本腎臓学会 国際名誉会員選考規定

1. 定款施行細則第4条に定める国際名誉会員の称号は、腎臓学の進歩、或いは本会の発展に著しく貢献したと認められる者に対して、国際委員会が選考したのち、理事会が推薦し、総会の決議をもって承認された者に授与する。但し、本人の承諾を得るものとする。
2. 国際名誉会員は終身称号とし、授与に際しては、本会から国際名誉会員証を授与する。
3. 本規定を改正する場合には、理事会の承認を受けなければならない。

#### 付 則

本規定は、平成28年6月17日から施行する。

### 一般社団法人 日本腎臓学会 功労会員選考規定

1. 定款施行細則第3条に定める功労会員の称号は、満65歳に達した会員で、次の各号のうち3項以上の条件を満たすものについて理事会の承認を受けて授与する。但し、本人の承諾を得るものとする。
  - (1) 腎臓学の進歩、或いは本会の発展に著しく寄与した者
  - (2) 本会の学術集会において、しばしば顕著な業績を発表した者
  - (3) 本会の評議員として通算15年以上就任した者
  - (4) 本会の役員に就任した者
  - (5) 本会の学術集会の会長に就任した者
2. 腎臓学の進歩、或いは本会の発展に著しく貢献したと認められた者に対しては、前条の規定にかかわらず理事会の承認を受けて、功労会員の称号を授与することができる。
3. 功労会員は、会費を納入しなければならない。
4. 功労会員の授与に際しては、本会から功労会員証を贈呈する。

5. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

#### 付 則

本規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 一般社団法人 日本腎臓学会 会費規定

1. 定款施行細則第 28 条の会員の会費規定は、次の通り定める。
2. 本会の会員になるには、入会金 2,000 円を納入しなければならない。
3. 本会の会費は、次の通りとする。
  - (1) 正会員：年額 13,000 円  
・正会員は、一般会員・功労会員・評議員とする。
  - (2) 団体会員：年額 13,000 円
  - (3) 賛助会員：年額 1 口 50,000 円以上
4. 名誉会員及び国際名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
5. 会費の納入は、年 1 回とし、毎年度 3 月末日までに全額納入しなければならない。但し、新規会員は入会時に会費を納入するものとする。
6. 本規定を改定する場合は、理事会及び会員総会の承認を受けなければならない。

#### 付 則

1. 本規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規定は一部改正の上、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

### 一般社団法人 日本腎臓学会役員の報酬・退職金に関する規定

1. この規定は、定款第 28 条（報酬等）に関し、必要な事項を定めるものである。
2. この法人の役員（理事及び監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

#### 付 則

本規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 一般社団法人 日本腎臓学会 評議員推薦規定

1. 定款施行細則第6条及び第7条に定める評議員の候補者選出に関しては毎年12月に公示し、下記の所定の用紙に記載の上、評議員候補者は翌年2月末日までに、評議員候補者推薦委員会へ届けるものとする。
  - (1) 申請書
  - (2) 履歴書
  - (3) 業績目録(裏付ける別刷またはそのコピーを添付)

2. **会員歴** 評議員の立候補者には、資格審査申請時点で、本会に8年以上継続して在籍していることが必要である。

3. **業績基準** 評議員の立候補者には、過去5年間における下記の各項に定める業績単位を合算して、40単位以上が必要である。

但し、第1項4単位以上と第4項4単位以上で、両項をあわせて20単位以上の業績を有することが必要である。ここで、もし40単位以上あれば、他項の単位は不要である。

### 第1項 本会の学術集会における研究発表

- (1) 一般演題の筆頭研究者 .....4単位
- (2) 一般演題の連名研究者 .....1単位
- (3) 特別講演などの筆頭研究者 .....8単位
- (4) 特別講演などの連名研究者 .....2単位
- (5) シンポジウム、ワークショップなどの筆頭研究者 .....6単位
- (6) シンポジウム、ワークショップなどの連名研究者 .....2単位

### 第2項 本会に関連の深い内外の学会主催の学術集会における腎臓学に関連の研究発表

- (1) 一般演題の筆頭研究者 .....2単位
- (2) 一般演題の連名研究者 .....0.5単位
- (3) 特別講演などの筆頭研究者 .....6単位
- (4) 特別講演などの連名研究者 .....1単位
- (5) シンポジウム、ワークショップなどの筆頭研究者 .....4単位
- (6) シンポジウム、ワークショップなどの連名研究者 .....1単位

### 第3項 本会の学術集会における座長、司会者

- (1) 一般演題 .....4単位
- (2) 特別演題、シンポジウム、ワークショップなど .....6単位

### 第4項 本学会誌の論文著者

但し、英文の場合は原著の筆頭者に限り4単位加算

- (1) 原著の筆頭著者 .....8単位
- (2) 原著の連名著者 .....4単位

- 第5項 本会に関連の深い内外の学会機関誌、これに準ずる学術刊行物で腎臓学に関する論文、又は学術図書の著者。但し、英文の場合は原著の筆頭者に限り2単位加算。なお、図書の改版は、その時点を新たな出版日とする。

- (1) 原著の筆頭著者 .....6単位
- (2) 原著の連名著者 .....2単位
- (3) 原著以外の論文の筆頭者 .....4単位
- (4) 原著以外の論文の連名著者 .....2単位
- (5) 図書(分担執筆でない場合)の筆頭著者 .....12単位
- (6) 図書(分担執筆でない場合)の連名著者 .....8単位
- (7) 図書(分担執筆の場合)の筆頭著者 .....4単位
- (8) 図書(分担執筆の場合)の連名著者 .....2単位
- (9) 図書の編集、監修(執筆、連名) .....6単位

4. **更新** 評議員の更新は、定款施行細則第8条により5年ごとに下記の所定用紙に記載し、任期満了となる年の2月末日までに届け出るものとする。

・評議員更新申請書と資格更新取得単位数（業績を裏付ける別刷またはそのコピーを添付）する。

但し、2期（10年）の更新手続を終了した以降の更新については、本人の辞退によるもの以外は評議員を継続する。

・履歴書

**会員歴** 更新審査申請時点で、本会に13年以上継続して在籍していることが必要である。

**業績基準** 資格更新には、過去5年間に「3.」に定める業績単位を合算して10単位以上が必要である。

但し、第1項と第4項をあわせて6単位以上の業績を有することが必要である。ここで、もし10単位以上あれば、他項の単位は不要である。

\*移行措置

平成25年4月1日に一般社団法人への移行に伴い下記の措置を講ずる。

(1) 平成24年度までの「(法人)評議員」と「学術評議員」を「評議員」に統合する。

(2) 平成25年度以降の「評議員」は任期を5年とし、前記の規定により選考する。

なお、更新の時期は平成24年度までの学術評議員の任期を移行する。

5. 評議員候補者推薦委員会

(1) 評議員候補者推薦委員会委員は監事及び評議員から選出する。

監事 1名 内科委員 3名 泌尿器科・小児科・基礎系 各1名 計7名

(2) 委員長および委員は、理事長が推薦し理事会で決定する。

(3) 評議員候補者推薦委員会は、毎年12月に新規及び更新評議員に関する公示・審査を行い理事会及び総会へ推薦する。

6. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

## 付 則

本規定は、平成25年4月1日から施行する。



## 一般社団法人 日本腎臓学会 役員候補者推薦基準

役員（理事・監事）候補者推薦に関して、以下の基準に基づく資料を参考とさせていただきます。

つきましては、理事推薦を希望される方は以下を項目別に当委員会で定める書式に従ってご記入の上、ご提出ください。業績リストについての基準項目は選考を行う際の参考とするものであり、必ずしもすべてを満たす必要はありません。

なお、理事の任期は3期（6年）までとなっております。現在3期目の理事については応募できませんので、ご注意ください。

但し、理事在任期間3期目の理事長については、理事会において承認を得られた場合に限り、次期理事候補者として応募できます。

1. 日本腎臓学会評議員で会員歴13年以上であること。但し、評議員歴5年以上であること。
2. 任期満了時に、65歳以下であること。
3. 日本腎臓学会に対する貢献度  
役員歴・所属委員会とその期間
4. 業績（以下の項目に分けて記載してください。別に示す書式に従って記載してください）
  - 1) 過去における腎臓分野の主要英文原著論文で、筆頭著者・corresponding author・last authorであるものの10編以上20編以内。
  - 2) 腎臓分野における原著論文以外の主要な総説、著書を、まとめて5編以内。
5. 国外における腎臓関連学会等での貢献度  
役員歴・所属委員会（国際誌の編集委員も含む）とその期間
6. 日本腎臓学会以外の役員歴  
（全日本・国際レベルの学会で、地方レベルの研究会等は含まない）
7. その他の考慮する事項  
出身バックグラウンド（内科、泌尿器科、小児科、基礎—さらにその専門分野）  
役員会、委員会等での役割、抱負等
8. 評議員1名の推薦書（推薦理由を記入し、評議員が署名したもの）。
9. 理事候補者推薦委員会
  - (1) 理事候補者推薦委員会委員は、監事及び評議員から選出する。  
監事 1名 内科委員 3名 泌尿器科・小児科・基礎系 各1名 計7名
  - (2) 委員長および委員は、理事長が推薦し理事会で決定する。なお、理事候補者推薦委員会と理事選挙管理委員会は委員を兼ねることはできない。
  - (3) 理事候補者推薦委員会は、選考年前年の12月に理事公募に関する公示・審査を行い理事会へ推薦する。
10. 理事候補者推薦申合せ
  - (1) 立候補者の提出書類を基準に従い審査し、基準を満たしている候補者を理事会に推薦する。
  - (2) 立候補者が定数以内（15名以上20名以内）の場合、アイウエオ順に記載し理事会に推薦する。
  - (3) 立候補者が定数を超える場合、役員理事候補者推薦委員会において審議し、定数以内に推薦候補者を選定する。なお、本学会の円滑な運営を図るため、審議に際し立候補者の専門領域（内科、泌尿器・外科、小児、基礎等）および地域（東部、西部）を考慮する。
11. 理事選挙管理委員会
  - (1) 理事選挙管理委員会委員は、監事及び評議員から選出する。  
監事 1名 内科委員 3名 泌尿器科・小児科・基礎系 各1名 計7名
  - (2) 委員長および委員は、理事長が推薦し理事会で決定する。
  - (3) 理事選挙管理委員会は、選考年前年の12月に理事選挙に関する公示・会員への選挙用紙の郵送、

開票を行い総会へ報告する。

12. 監事候補者推薦申合せ

- (1) 理事推薦基準に準ずる。但し、継続監事及び理事経験者は前記3～8の書類を割愛できる。
- (2) 監事候補者は理事長が総会に推薦する。

13. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

## 付 則

本規定は、平成25年4月1日から施行する。

本規定は、一部改正のうえ、平成29年11月27日（平成29年度第2回定例理事会終了翌日）から施行する。

## 理事長の選任について

下記の理事長選任ルールに添って一般社団法人日本腎臓学会理事長の選任を行います。理事長に立候補する理事の方は、「理事長としての抱負」をA4用紙2枚程度にまとめ、●月●日（●）までに下記にご提出ください。

なお、経歴、実績につきましては、理事推薦の資料を使用させていただきますので再度ご提出頂く必要はありません。

また、立候補者は●月●日（●）の臨時理事会において、投票前に10分以内で所信の発表をお願いいたします。

提出先 〒113-0033 東京都文京区本郷3-28-8 日内会館

一般社団法人日本腎臓学会 理事長 ●● ●● 宛て

## 理事長選任ルール

1. 推薦方式：自薦（立候補）とする。
2. 決定方式：理事会における投票とする。
  - 1) 総会で選出された新理事による投票で選出する。
  - 2) 候補者による所信声明を行うとともに、書類による経歴、実績、抱負等の情報を投票権のある理事に等しく提供する。
  - 3) 投票総数の過半数を得たものを次期理事長に選任する。
  - 4) 次期理事長が選任されるまでは、現理事長が理事会の議事進行を担当し、投票によって決しがたい場合には現理事長が最終決定を行うものとする。

なお、投票を行う時期について、学術総会開催中に実施する。

また、以下の事項に留意する。
    - ①立候補者が1名の場合には信任投票とし、出席理事の過半数の支持を得たものが次期理事長に選任される。
    - ②複数の立候補者がある場合、出席理事による第1回目の投票で過半数を獲得した候補がない場合に限り、上位2名による第2回目の投票を行う。
    - ③欠席理事の票は投票総数に含まないものとする。また、白紙は投票総数に含まないものとする。

## 一般社団法人 日本腎臓学会 学術大会規定

1. 定款施行細則第18条に定める学術大会は、日本腎臓学会東部学術大会、または西部学術大会と呼称する。
2. 本学術大会は、この法人の東部並びに西部の学術集会として、腎臓学に関する研究発表と学術交流を図ることを目的とする。
3. 本学術大会は、目的の達成のために次の事業を行う。
  - (1) 学術講演会の開催
  - (2) その他、本会の目的達成に必要な事業
4. 東部は静岡・山梨・長野・新潟以東の都道府県、西部は愛知・岐阜・富山以西の府県とする。
5. 各学術大会は、大会長1名と幹事若干名を置く。
  - (1) 大会長は、幹事会で推薦し、理事会の承認を得るものとする。
  - (2) 大会長は、学術大会を統括する。
  - (3) 大会長の任期は、学術大会終了日の翌日から当該年度の学術大会終了日までとする。
  - (4) 大会長は、副大会長を置くことができる。
  - (5) 大会長は、学術大会の開催される6カ月前までに、会期、会場、演題募集要項など学術大会開催に関する事項を、学会誌に公示する。
  - (6) 幹事は、大会長が委嘱する。
  - (7) 幹事は、大会長の諮問に答え、学術大会の運営を補佐する。
  - (8) 幹事の任期は、大会長と同じとする。但し、再任を妨げない。
6. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。
7. 事務局：一般社団法人日本腎臓学会東部学術大会事務局  
〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目28番8号  
日内会館 (一社) 日本腎臓学会事務局  
TEL 03-5842-4131 Fax 03-5802-5570  
一般社団法人日本腎臓学会西部学術大会事務局  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2 大阪大学大学院医学研究科 A8  
情報伝達医学専攻病態情報内科学 腎臓研究室  
TEL 06-6879-3632 Fax 06-6879-3639

### 付 則

本規定は、平成25年4月1日から施行する。

## 一般社団法人 日本腎臓学会 褒賞規定

1. 一般社団法人日本腎臓学会褒賞は、定款第5条第1項第4号に基づき理事会において決定し、総会に報告して授与するものである。
2. 一般社団法人日本腎臓学会褒賞は、大島賞、上田賞、Clinical Scientist Award (CSA)、Young Investigator Award (YIA)、優秀論文賞及びベストサイテーション賞とし、大島賞、上田賞、CSAは学会あり方委員会(褒賞選考部会)、YIAは学術委員会(腎臓セミナー企画小委員会)、優秀論文賞、ベストサイテーション賞は編集委員会が選考を行う。
3. 優秀論文賞を除く上記の賞を一度受賞した者は、再度同じ賞に応募することはできない。
4. 各賞の選考方法は別途内規に定める。
5. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### 大島賞選考内規

1. 大島賞は、本会会員で腎臓学の進歩に寄与する顕著な研究を発表し、将来更に発展の期待される研究者に対し授与する。
2. 大島賞の授与は毎年度2名以内とし、各々に賞状及び副賞を贈る。
3. 大島賞の候補者は、申請締切日において満42歳以下とする。
4. 大島賞受賞者の選考は、次の通りとする。
  - (1) 褒賞選考部会長は、毎年6月末日までに大島賞受賞候補者の募集を日本腎臓学会誌に公示し、評議員から候補者の推薦を求める。推薦の締切は8月末日とする。
  - (2) 受賞候補者の推薦に際しては、推薦人の推薦書及び推薦理由書(1000字)に添えて、候補者の履歴書・研究業績目録と主たる論文3編の別刷各10部を委員長に提出する。
  - (3) 褒賞選考部会長は、原則として10月末日までに選考の経過並びに結果について理事長に報告する。
5. 腎臓学の進歩、或いは本会の発展に著しく寄与した研究を発表した満42歳以下の研究者に対しては、前条の規定に関わらず受賞候補者として理事会が選考して、大島賞を授与することができる。
6. 大島賞受賞者は、学術総会および腎臓セミナー・Nexus Japanにおいてその業績について受賞講演を行い、原則として次年度内に日本腎臓学会英文誌へ受賞業績に関する総説を発表するものとする。
7. 褒賞選考部会委員は5名以上9名以内とし、理事長が委嘱する。本部会は理事長の諮問に応じ受賞者の選考を行う。委員は理事及び評議員から選出し任期は2年とする。但し、毎年評議員から選出の委員の半数は交代するものとする。
8. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### 上田賞選考内規

1. 上田賞は、本学会の発展に多大な貢献をした日本腎臓学会会員に賞状と副賞を授与する。
2. 本賞の対象となるのは以下の項目を満たすものとする。
  - (1) 本会の名誉会員であること
  - (2) 学術、社会貢献、次世代の育成など、本会の発展のため余人に変え難い特筆すべき貢献を果たしたこと。
3. 本学会理事の推薦によるものとし、学会あり方委員会で審議のうえ理事会に推挙する。
4. 選考は理事会において行い、毎年若干名を顕彰する。
5. 顕彰は本会学術集会において執り行う。
6. 本賞に要する経費は、上田泰先生の寄付金および本賞に賛同するその他の寄付金によるものとする。
7. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### Clinical Scientist Award (CSA) 選考内規

1. CSA は、本会会員で腎臓学の進歩に寄与する顕著な臨床研究を推進し、発表したものに対し授与する。
2. ここで言う臨床研究とは、人（試料・情報を含む。）を対象として、疾病の成因及び病態の理解並びに疾病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性について科学的に検証した研究を包括する。
3. CSA の候補者は、申請締切日において満 45 歳以下とする。
4. CSA の授与は毎年度 2 名以内とし、賞状及び副賞を贈る。
5. CSA 受賞者の選考は、次の通りとする。
  - (1) 褒賞選考部会長は、毎年 6 月末日までに CSA 受賞候補者の募集を日本腎臓学会誌に公示し、評議員から候補者の推薦を求める。推薦の締め切りは、8 月末とする。なお臨床研究でも大島賞は応募できるが、CSA と大島賞との同時応募は認めない。但し、異なった年度であれば、本業績を以て大島賞への応募は妨げない。なお、過去に大島賞を受賞した者で CSA に応募する場合、大島賞に応募した際の主たる論文は除く業績で応募しなくてはならない。
  - (2) 受賞候補者の推薦に際しては、推薦人の推薦書及び推薦理由（1000 字）に添えて候補者の履歴書・研究業績目録と主たる論文 3 編の別冊各 10 部を委員長に提出する。
  - (3) 褒賞選考部会長は、原則として 10 月末日までに選考の経過並びに結果について理事長及びあり方委員会に報告する。
6. CSA 受賞者は、学術総会においてその業績についての受賞講演を行い、原則として次年度内に日本腎臓学会英文誌へ受賞業績に関する総説を公表するものとする。
7. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### Young Investigator Award (YIA) 選考内規

1. YIA は、本会会員で腎臓学に関する筆頭論文が応募締切日前年の 1 月 1 日～12 月 31 日に国内外の雑誌に peer review を経て受理 (accept) され、将来さらに発展の期待される研究者に対し授与する。
2. YIA の授与は毎年 3 名程度とし、各々に賞状及び副賞を贈る。
3. YIA の候補者は、申請締切日において満 37 歳以下とする。
4. YIA 受賞者の選考は、次の通りとする。
  - (1) 腎臓セミナー企画小委員会は、毎年 12 月 1 日までに YIA 候補者の募集を日本腎臓学会誌に公示し、評議員から候補者の推薦を求める。また自薦でも応募を認める。どの場合でも締め切りは翌年の 1 月 15 日とする。
  - (2) 受賞候補者の応募に際しては、候補となる筆頭論文一編と候補者の履歴書・研究業績目録を腎臓セミナー企画小委員会に提出する。
  - (3) 腎臓セミナー企画小委員会は、原則として推薦締め切り年度 3 月末日までに選考の経過並びに結果について理事長及びあり方委員会に報告する。
5. YIA 受賞者には、腎臓セミナー・Nexus Japan において賞を授与し、受賞内容に関する講演を行う。さらに、日本腎臓学会誌にプロシーディングを公表するものとする。
6. 腎臓セミナー企画小委員会は、5 名以上 9 名以内とし、理事長が委嘱する。本委員会は理事長の諮問に応じ受賞者の選考を行う。委員は、理事及び評議員から選出し任期は 2 年とする。
7. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

#### 優秀論文賞選考内規

1. 優秀論文賞は、本会会員が細則第7章の学会誌（JJN, CEN および Case Reports）で発表した論文の中から、腎臓学の進歩または学会誌の質的向上に寄与する優秀な内容のものに対して賞状と副賞を授与する。
2. 優秀論文賞授与は原則として毎年3編以内とし、原著論文2編、症例報告1編に各々賞状と副賞を贈る。
3. ①腎臓学会主導の研究、②公的資金の研究班組織として行われた研究③特定企業から提供を受けたデータの二次利用研究等は対象から除外する。
4. 編集委員会において選考を行い、その経過並びに結果について3月末日までに理事長へ報告する。
5. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

#### ベストサイテーション賞選考内規

1. ベストサイテーション賞は、CEN 掲載論文のうち Science Citation Index Expanded (SCID) 収載誌に、当該年に最も多く引用された論文2編に 賞状と副賞を贈る。
2. 同一論文は複数回の授与はできないこととし、同一論文が対象の場合は順次引用の多い論文に授与する。
3. ①腎臓学会主導の研究、②公的資金の研究班組織として行われた研究③特定企業から提供を受けたデータの二次利用研究等は対象から除外する。
4. 編集委員会において選考を行い、その経過並びに結果について3月末日までに理事長へ報告する。
5. 本内規を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

# 一般社団法人 日本腎臓学会 専門医制度規定

## 1 総 則

(目的・名称)

1-1. 定款施行細則第 25 条に定める専門医制度は、本会の会員で、腎臓疾患の診療に従事する優れた医師を本会の腎臓専門医（以下、専門医）として認め、腎臓疾患診療の向上を図り、国民の医療に貢献することを目的とする。

2. 腎臓専門医の英文名は、Board Certified Nephrologist of the Japanese Society of Nephrology とする。

(運営機関)

2. 本会は、この制度の維持と運営に当るため、教育・専門医制度委員会（以下、委員会）を置く。

(委員会)

3. 委員会は、委員長が招集する。但し、理事長が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示し、委員会の召集を請求されたとき、委員長はこの請求があった日から20日以内に臨時に委員会を召集しなければならない。

## 2 専門医

(申請)

4-1. 専門医の資格審査を申請するには、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 本邦の医師免許を有し、医師として人格及び見識を備えていること
- (2) 本会の会員歴が継続して5年以上であること
- (3) 日本内科学会認定内科医取得後3年以上、日本小児科学会専門医、日本外科学会専門医及び日本泌尿器科学会専門医は取得後1年以上であること
- (4) 本会が指定する研修施設において、別に定める研修カリキュラムに基づく研修を3年以上行っていること
  - \* 週4日以上勤務していることを基準とし、週3日の勤務は3/4の期間として、週2日の勤務は1/2として計算し、合計3年以上の臨床経験があることを証明する施設長、又は教育責任者による研修終了証明書が必要である。
  - \* 平成16年3月以降卒業医師の初期研修2年は含まない。
  - \* 海外施設で研修を行った場合は、委員会の議を経て専門医試験受験申請に必要な研修と認めることができる。

2. 専門医の申請には、次の書類を委員会に提出する。

- (1) 専門医資格審査申請書
- (2) 指定研修施設の研修終了証明書
- (3) 前項(3)の学会認定医或いは専門医認定証の写し
- (4) 経験症例の記録及び要約
- (5) 審査料の振込み用紙

3. 審査料は30,000円とする。

(審査)

5-1. 本委員会は、毎年1回、申請書類の審査による適格者に対して筆記試験を行う。

2. 資格試験は、原則として毎年2月第1土曜日に行う。
3. 申請方法、試験の施行日などは、毎年、学会誌に公示する。
4. 本委員会は、症例記録・要約の内容と筆記試験の点数に基づき、総合的に専門医資格の合否判定を行う。

(認定)

- 6-1. 理事長は、本委員会による資格判定の合格者に対し、理事会の承認を受けて認定証を交付する。
2. 認定料は 20,000 円とする。

(認定の更新)

- 7-1. 専門医の認定更新は、5 年ごとに行う。専門医は、認定を受けた年度から 5 年を経たとき、認定更新の審査を受けなければならない。
2. 認定更新には、附表に定める所定単位の取得を必要とする。
3. 更新には、基本領域学会の認定医又は専門医である証明が必要である。
4. 認定更新料は 30,000 円とする。

(資格の喪失・取消)

- 8-1. 専門医は、次の事由によりその資格を喪失する。
  - (1) 会員の資格を喪失したとき
  - (2) 専門医の資格を辞退したとき
  - (3) 認定の更新を申請しなかったとき
2. 理事長は、専門医としてふさわしくない行為のあった者に対し、委員会及び理事会の議を経て専門医の資格を取り消すことができる。

### 3 研修施設

(審査・指定)

- 9-1. 本委員会は、毎年 1 回、申請書により、腎臓疾患診療並びに臨床研修のための研修施設に関する資格審査を行う。
2. 理事長は、委員会が研修施設として適格と判定した診療施設に対し、理事会の承認を受けて研修施設指定証を交付し、研修の指導を委嘱する。

(申請)

- 10-1. 研修施設の指定を申請する診療施設は、次の条件を満たしていなければならない。
  - (1) 腎・尿路系疾患の入院患者が年間 100 名以上であること
  - (2) 常勤医 2 名以上で、指導医が 1 名以上或いは専門医 2 名以上が常勤していること。但し、常勤医とは週 4 日以上勤務する医師をさす
  - (3) 施設独自の研修プログラムを有すること
2. 研修施設の指定を受けようとする診療施設の長は、研修施設指定申請書類を委員会に提出しなければならない。

(指定の更新)

- 11-1. 研修施設の指定の更新は、5 年ごとに行う。
2. 研修施設の指定の更新は、10 の (1) から (3) までの条件を満たさなければならない。

(指定の喪失・取消)

- 12-1. 研修施設は、次の事由によりその資格を喪失する。
  - (1) 研修施設としての指定を辞退したとき
  - (2) 研修施設の指定更新を申請しなかったとき
  - (3) 本規定 10 及び 11 に該当しなくなったとき
2. 理事長は、委員会が研修施設として不相当と判定したときは、理事会の承認を受けて研修施設の指定を取り消すことができる。



## 4 指導医

(審査・認定)

- 13-1. 本委員会は、毎年1回、申請書類により、専門医の臨床研修のための指導医に関する資格審査を行う。
2. 理事長は、委員会が指導医として適格と認定した者に対し、理事会の承認を受けて指導医認定証を交付する。
3. 指導医の英文名称は、Educator of the Japanese Society of Nephrology とする。

(申請)

- 14-1. 指導医の認定を申請するには、次の条件を満たしていなければならない。
  - (1) 専門医の資格取得後3年以上、腎臓専門医として十分な診療経験を有すること
  - (2) 申請時に会員であること
  - (3) 腎・尿路系に関する研究業績が、過去3年間で2編以上あること（学会発表、論文で必ずしも筆頭演者、或いは著者である必要はない）
2. 申請には、次の書類を本委員会に提出する。
  - (1) 指導医資格審査申請書
  - (2) 各基本学会の認定医或いは専門医認定証の写し
  - (3) 腎臓専門医認定証の写し

(認定の更新)

- 15-1. 指導医の認定更新は、5年ごとに行う。

認定更新には、次の条件を満たしていなければならない。

  - (1) 専門医であること
  - (2) 腎・尿路系に関する研究業績が、過去5年間で3編以上あること（学会発表、論文で必ずしも筆頭演者、或いは著者である必要はない）

(認定の喪失・取消)

- 16-1. 指導医は、次の事由によりその資格を喪失する。
  - (1) 会員資格を喪失したとき
  - (2) 専門医の資格を喪失したとき
  - (3) 指導医の資格を辞退したとき
  - (4) 認定更新の申請をしなかったとき
2. 理事長は指導医としてふさわしくない行為のあった者に対し、委員会及び理事会の議を経て指導医の認定を取り消すことができる。

(既定の改正)

17. 本規定の改正は、理事会の承認を受けなければならない。

(内規)

18. この規定の施行に関する内規は別に定める。

## 付 則

本規定は平成25年4月1日から施行する。

本規定は一部改正の上、平成30年6月10日から施行する。

## 腎臓専門医資格更新に必要な所定単位表

5年間に取得すべき単位 50単位

- 注：(1) このうち 25 単位は、必ず 1. 日本腎臓学会企画への参加による単位取得とする  
 (2) 日本腎臓学会主催の学術集会(学術総会、東・西部学術大会)に 1 回は出席すること  
 (3) 海外在住者は 2. (2)に記載されている海外での学術集会への出席を上記(2)に置き換えることができる

### 1. 日本腎臓学会企画への参加による取得単位数

(1) 日本腎臓学会学術集会参加の当日「研修単位登録票」に記入して提出するもの		単位数
学術総会 (参加 10 単位+教育講演出席加算 5 単位)		15
東部学術大会または西部学術大会 (参加 6 単位+教育講演出席加算 4 単位)		10
(2) 日本腎臓学会誌への学術論文の掲載：掲載論文のコピーを提出するもの		
	筆頭著者	共著者
英文誌 (CEN, CEN-C) .....	10	5
和文誌 (JJN) .....	8	4
(3) 日本腎臓学会のセルフトレーニング問題の解答を提出.....		5
(4) 腎臓専門医試験問題の作成 (但し、2 題で 4 単位まで) .....		2
(5) 腎臓セミナー・Nexus Japan への参加 .....		5

### 2. 上記以外の企画への参加による取得単位数

前項で 25 単位以上あるが更新時に必要な 50 単位に満たない場合に限り、ネームカードまたは当該抄録または論文のコピーを添付して自己申告書を提出するもの

(1) 本会が基本学会とする学会の年次学術集会.....		5
日本医学会総会, 日本内科学会, 日本小児科学会 日本外科学会, 日本泌尿器科学会		
(2) 本会が関連学会とする学会の年次学術集会.....		4
・日本移植学会, 日本泌尿器内視鏡学会, 日本高血圧学会, 日本小児腎臓病学会, 日本循環器学会, 日本人工臓器学会, 日本透析医学会, 日本糖尿病学会, 日本内分泌学会, 日本脈管学会, 日本老年医学会, 日本リウマチ学会, 日本生理学会, 日本骨代謝学会 ・国際腎臓学会 (ISN), アメリカ腎臓学会 (ASN), アジア太平洋腎臓学会 (APSN), アジア腎臓コロキウム (CAN), 国際小児腎臓病学会 (IPNA), アジア小児腎臓病学会 (APNA), 欧州透析移植学会 (EDTA), 国際泌尿器科学会 (SIU), アメリカ泌尿器科学会 (AUA)		
(3) 本会の学術集会での筆頭講演者.....		4
(4) 本会が共催する学術集会.....		4
(5) 腎臓学に関連した日本腎臓学会誌以外の学術論文掲載による取得単位数		
	筆頭著者	共著者
①腎臓学に関連し、査読者のいる学術雑誌	欧文誌.....	6 ..... 3
	和文誌.....	4 ..... 2
②腎臓学に関連した総説論文 (商業誌を含む).....		2 ..... 1
(6) 学会が承認する研究会 (但し 1 年間に 2 単位, 5 年間で 10 単位まで).....		1
*承認された研究会は別に定める。		

一般社団法人 日本腎臓学会  
学会誌「The Japanese Journal of Nephrology (JJN)」投稿規定

1. 定款施行細則第 23 条に定める投稿規定は、次の通りとする。
2. 投稿資格  
投稿者は、全員が本学会員であることが必要である。但し、本学会から寄稿を依頼した場合は、この限りではない。
3. 論文内容
  - (1) 投稿論文は、腎臓学に関する原著・症例報告・総説・Letters to the Editorなどで、未発表で他誌に投稿予定のないものとする。
  - (2) 内容が臨床研究である場合は、2003 年の厚生労働省による「臨床研究に関する倫理指針」（以後の改定を含む）に基づいて行われていなければならない。
  - (3) 内容が動物実験である場合は、2006 年の日本学術会議による「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に基づいて行われていなければならない。
4. 投稿様式
  - (1) 投稿論文は、E-mail に添付して日腎事務局宛 (hensyu@jsn.or.jp) に提出する。
  - (2) 投稿論文には、800 字以内の和文抄録と 300 語以内の英文抄録を付し、英文抄録には英文の題名、ローマ字の著者名および英文で所属名を記載する。
5. 投稿論文の書き方
  - (1) 投稿論文は、原則として刷上り 10 頁以内、総説は 20 頁以内、Letters to the Editor は 1 頁以内とする。
  - (2) 論文は、Microsoft/Mac word (文章)、Power Point (図) 等で作成し、A4 判用紙を縦長に使用し、横書とする。楷書・平仮名・新仮名使い・常用漢字を用い句読点を正確につける。英文・数字は半角を使用する。
  - (3) 医学用語は、「日本腎臓学会用語集」に準拠する。
  - (4) 論文の第 1 頁目には、1) 論文題名、2) 著者名・施設名および代表者の直筆サイン、3) 図表を除いた論文の頁数、4) 図表の数、5) 邦語 20 字以内の running title、6) 別刷りの希望部数、7) 著者の連絡先 (住所・電話番号・FAX 番号・E-mail address) を記載する。
  - (5) 第 2 頁目には、800 字以内の和文抄録を、第 3 頁目には、1) 300 語以内の英文抄録、2) 5 語以内で英文の key words を記入する。第 4 頁目以後は、連続して頁数を記入し、本文を記載する。
  - (6) 文献・表・図の説明文は、本文最終頁に続き各々異なる項目別に記載する。
  - (7) 略語を用いる時は、最初に全語句を記載して ( ) 内に略語を記入し、以下は略語を用いる。  
例：Membranoproliferative glomerulonephritis (MPGN)
  - (8) 写真は、JPEG, TIFF, EPS ファイル形式などで、画像は仕上がり寸法で解像度 350 ppi 以上のものとし、Figure No を記載する。図は、Power Point 等で作成し、Figure No.をつける。  
表は、Word または Excel 等で作成し Table No. をつける。  
Figure, Table の挿入箇所は、本文原稿に番号を朱記して指示する。表・図とその説明は、英文とする。
  - (9) 編集委員会では、学会誌としての統一上、術語・記号・図表の体裁を変更する場合がある。
  - (10) 総説で既発表の図表を用いるときは、出典名を記入し、且つ著者および出版社の了解を得ることが望ましい。
  - (11) 外国の国名・人名・地名・薬品名は、原語のままを用いる。数量は、C. G. S. 単位を用いる。
  - (12) 文献数は原則として 30 以内とし、本文の引用箇所に順次番号を付し、本文の末尾に一括して次の形式に従い引用順に記載する。但し、総説の文献数はこの限りではない。
    - 1) 書籍は、著者名 (全員)、論文名、編者名、書籍名、所在地：出版社名、発行年 (西暦)：頁 (初頁-終頁) の順に記載する。

- (例1) 伊藤貞嘉. 高血圧 新診断基準, 分類, 画像診断. 下条文武, 内山聖, 富野康日己 編, 専門医のための腎臓病学 東京: 医学書院, 2002: 90-95.
- (例2) 坂口弘, 北本清. 腎生検の病理 腎臓病アトラス. 東京: 診断と治療社, 1996: 113-116.
- (例3) Kriz W and Kaissling B. Structural organization of the mammalian kidney. In: Seldin DW and Giebisch G (eds) The kidney. Physiology and Pathophysiology. 3rd Edition. Philadelphia: Lippincott Williams & Wilkins, 2000: 587-654.

2) 雑誌は, 著者名 (全員). 論文名. 雑誌名 発行年 (西暦); 巻数: 頁 (初頁-終頁). の順に記載する。

(例1) 阿部圭志. 腎性高血圧の病態・治療・予後. 日腎会誌 2003; 45: 1-11.

(例2) Lewis EJ, Lewis JB. Treatment of diabetic nephropathy with angiotensin II receptor antagonist. Clin Exp Nephrol 2003; 7: 1-8.

雑誌の略号は, Index Medicus および医学中央雑誌 (医学中央雑誌刊行会編) に準ずる。

(13) 特別な試薬・機械などについては, 入手先の会社名か研究所名・地名・国名を記載する。

(14) 患者プライバシー保護に考慮し下記の事項は記載しないこととする。

患者氏名・患者イニシャル・患者ID・患者住所 (都道府県まで可とする)・特定の月日 (月日の表示は, 「○月初旬」「入院後○日目」とする)。顔写真は本人と特定できないようにする。(顔全体像を掲載する場合は, 目隠しあるいは, 必要最小限の範囲に留める。個人の特定制できる写真を掲載する場合は, 患者本人または保護者の承諾書を提出すること。)

記載可の事項

年齢・性別・家族構成・地域 (都道府県まで)

(15) 臨床研究 (介入・観察) に関する論文には倫理委員会承認番号を記載する。

(16) 動物実験に関する論文には, 動物実験委員会 (またはそれに相当する委員会) の承認番号を記載する。

(17) 2015年1月1日以降, 臨床研究 (介入) に関する論文は, 公的な臨床試験登録機関への登録番号を記載する。

登録に関する詳細は, 医学雑誌編集者国際委員会 (ICMJE) の [http://www.icmje.org/#clin\\_trials](http://www.icmje.org/#clin_trials) を参照すること。

臨床試験登録機関例:

- ・ <http://www.clinicaltrials.gov/> (臨床試験)
- ・ <http://anzctr.org.au> (オーストラリアの臨床試験登録)
- ・ <http://isrctn.org> (ISRCTN 登録)
- ・ <http://www.trialregister.nl/trialreg/index.asp> (オランダ・トライアル登録)
- ・ <http://www.umin.ac.jp/ctr> (UMIN 臨床試験登録)

## 6. 掲載料

(1) 論文の掲載費用は, 本学会の負担とする。カラー写真の印刷代は, 著者の実費負担とする。

なお, カラー写真・良質のアート紙の使用は, 高額な実費負担となるので留意されたい。

(2) カラー写真印刷代・別刷りは著者の実費負担とし, 発行時に出版社へ直接支払う。

なお, 編集委員会から依頼した原稿はこの限りではない。

(3) 必要があれば掲載証明書を発行する。

(4) 特別掲載の便宜は図ることができる。

## 7. 原稿の採択および校閲

(1) 投稿論文の採否は, 編集委員会で決定する。採択された原稿は, 返却しない。

(2) 査読終了後の再投稿は, 6カ月以内とする。それ以後は, 新規論文として扱うものとする。

(3) 校正は, 初校のみ投稿者及び寄稿者に依頼するが, 再校以後は編集委員会で行うものとする。校正は, 字句の訂正に止める。印刷ミス以外に初校で大幅な訂正が生じた場合, あるいは印刷途中で論文に追加または挿入などが生じた場合は, 掲載予定を変更し組み替え費用を申し受けるものとする。

(4) 正誤表は、刷上り論文が初校と異なる場合のみ無料とする。それ以外は、投稿者の実費負担とする。

(5) 寄稿論文は、編集委員会から依頼する。

#### 8. 著作権および著作者の人格権

(1) 論文の内容については、著者が責任を負う。

(2) 共同研究の論文の場合は、著作権法第64条第3項の規定を適用し、共同著作物（論文）の著作者の人格権を代表して行使される1名を選び、原稿論文の氏名の右上肩に“○”印を付ける。編集委員会は、この著者を論文内容、その他についての実質的な代表責任者とみなす。

なお代表責任者は、直筆のサインを論文第1頁につけること。

(3) 論文が受理された場合は、上記のサインによって、その著作権を本学会に委譲することを承諾したものとみなす。

#### 9. 利益相反

著者が開示する義務のある利益相反状況は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものである。投稿時に論文の本文末尾に利益相反状況を記載しなければならない。

#### 10. 原稿送付先

E-mail address : hensyu@jsn.or.jp

11. この規定を改正する場合は、理事会の議を経なければならない。

### 付 則

- 1 本規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本規定は一部改正の上、平成26年4月28日から施行する。
- 3 本規定は一部改定の上、平成28年8月29日から施行する。

**General information**

Clinical and Experimental Nephrology, an official journal of the Japanese Society of Nephrology, is an English-language bimonthly publishing review articles, original papers, images in nephrology, and letters to the editor. Contributions from all parts of the world are welcomed.

**Manuscripts should be submitted online to :**

<https://www.editorialmanager.com/cene/>

**Authorship**

Only those who have made a substantial contribution to the work should be designated as authors.

**Prerequisites for publication**

A copy of the certification form must be submitted to the journal's editorial office at the same time you submit your manuscripts via Editorial Manager.

**IMPORTANT :** Upon receipt of a Certificate of Exclusive Submission, manuscripts are officially recognized as submissions.

**Compliance with Ethical Standards**

To ensure objectivity and transparency in research and to ensure that accepted principles of ethical and professional conduct have been followed, authors should include information regarding sources of funding, potential conflicts of interest (financial or non-financial), informed consent if the research involved human participants, and a statement on welfare of animals if the research involved animals.

Authors should include the following statements (if applicable) in a separate section entitled "Compliance with Ethical Standards" before the References when submitting a paper :

- Disclosure of potential conflicts of interest
- Research involving Human Participants and/or Animals
- Informed consent

**Conflict of interest**

When submitting a manuscript to Clinical and Experimental Nephrology, authors are required to disclose any financial relationship with a biotechnology manufacturer, a pharmaceutical company, or other commercial entity that has an interest in the subject matter or materials discussed in the manuscript. Please disclose any potential conflicts of interest by using the following example and inserting it between the text and references :

Potential financial conflicts of interest

Employment : Author name (entity name), Consultancies : Author name (entity name), Honoraria : Author name (entity name), Stock ownership or options : Author name (entity name), Grants received : Author name (entity name).

Authors who have no conflicts of interest to declare, please insert the following statement between the text and references.

Disclosure : All the authors have declared no competing interest.

or

Conflict of interest : The authors have declared that no conflict of interest exists.

**Human and Animal Rights**

Clinical and Experimental Nephrology has adopted the following editorial policy regarding ethical approval of clinical studies.

When reporting research dealing with any types of data from human subjects (both observational studies and interventional studies) or animal subjects, authors should indicate whether the procedures followed were in accordance with the ethical standards of the responsible committee such as the Institutional Review Board (IRB)/Ethics Committee/Animal Welfare Committee, along with the IRB approval number.

The following statement should be included in the text before the References section :

- Ethical approval : All procedures performed in studies involving human participants were in accordance with the ethical standards of the institutional and/or national research committee at which the studies were conducted (IRB approval number XXXXX) and with the 1964 Helsinki declaration and its later amendments or comparable ethical standards.

If authors did not obtain an IRB approval number, the IRB approval form should be submitted and a statement should be inserted in the text before the References section affirming that IRB/Ethics Committee/Animal Welfare Committee approval has been obtained.

For studies with animals, the following statement should be included in the text before the References section :

- Ethical approval: All procedures performed in studies involving animals were in accordance with the ethical standards of the institution or practice at which the studies were conducted (IRB approval number XXXXX).

If articles do not contain studies with human participants or animals by any of the authors, please select one of the following statements :

- This article does not contain any studies with human participants performed by any of the authors.
- This article does not contain any studies with animals performed by any of the authors.
- This article does not contain any studies with human participants or animals performed by any of the authors.

### Registration of clinical trials

As of January 1, 2015, the journal requires all clinical trials that prospectively assign human subjects to medical interventions, comparison groups, or control groups for the purpose of examining the potential health effects of such interventions, to be registered in one of several free, publicly accessible, non-profit electronically searchable databases such as the one administered by the National Library of Medicine (NLM), which is located at <http://www.clinicaltrials.gov>.

Submitted manuscripts must include the unique registration number in the abstract as evidence of registration. For details regarding the required minimal registration data set, please go to the International Committee of Medical Journal Editors (ICMJE) site at [http://www.icmje.org/#clin\\_trials](http://www.icmje.org/#clin_trials).

The journal accepts registration in the following registries :

- <http://www.clinicaltrials.gov/> (Clinical Trials)
- <http://anzctr.org.au> (Australian New Zealand Clinical Trials Registry)
- <http://isrctn.org> (ISRCTN Register)
- <http://www.trialregister.nl/trialreg/index.asp> (Netherlands Trial Register)
- <http://www.umin.ac.jp/ctr> (UMIN Clinical Trials Registry)
- International Committee of Medical Journal Editors (ICMJE)
- Clinical Trials
- Australian New Zealand Clinical Trials Registry
- ISRCTN Register
- Netherlands Trial Register
- UMIN Clinical Trials Registry

### Informed Consent

All individuals have individual rights that are not to be infringed. Individual participants in studies have, for example, the right to decide what happens to the (identifiable) personal data gathered, to what they have said during a study or an interview, as well as to any photograph that was taken. Hence it is important that all participants gave their informed consent in writing prior to inclusion in the study. Identifying details (names, dates of birth, identity numbers and other information) of the participants that were studied should not be published in written descriptions, photographs, and genetic profiles unless the information is essential for scientific purposes and the participant (or parent or

guardian if the participant is incapable) gave written informed consent for publication. Complete anonymity is difficult to achieve in some cases, and informed consent should be obtained if there is any doubt. For example, masking the eye region in photographs of participants is inadequate protection of anonymity. If identifying characteristics are altered to protect anonymity, such as in genetic profiles, authors should provide assurance that alterations do not distort scientific meaning.

The following statement should be included :

Informed consent : “Informed consent was obtained from all individual participants included in the study.”

If identifying information about participants is available in the article, the following statement should be included :

“Additional informed consent was obtained from all individual participants for whom identifying information is included in this article.”

### Types of articles

#### Original articles

An original article should not exceed 4000 words and should be arranged as follows : Abstract, Introduction, Materials and methods, Results, Discussion, Conclusion(s) (optional), Compliance with Ethical Standards, Acknowledgements, References. Word counts should contain Abstract, Introduction, Materials and methods, Results, Discussion, Conclusion(s) (optional), References (excluding Acknowledgements, Compliance with Ethical Standards and Figure Legend). Manuscripts that exceed the maximum number of words may be returned to the authors without peer-review.

#### Review articles

Review articles in principle are considered for publication by invitation only. Articles submitted without invitation may also be considered by the Editorial Board, however. If you plan to submit a review article without invitation, please note that it should be no longer than 4,000 words, focused, and deal concisely with contemporary pathophysiological insights, research, diagnosis, or treatment.

#### Images in nephrology

Classic or novel images of kidney and urinary tract diseases will be published at the discretion of the editor. Follow the instructions described in the “Figures” section for the preparation of images. No more than three authors can be included. The title should contain no more than eight words. The legend for an image should concisely present relevant clinical information and should not exceed 150 words.

#### Letters to the editor

Letters to the editor will be published at the discretion of the editor. Length must not exceed 500 words, only one

table or figure is permitted, and there should be no more than five references. No more than five authors can be included. Clinical and Experimental Nephrology is NOT accepting typical case reports as Letters to the editor. We strongly encourage authors to submit case reports to CEN Case Reports.

### **Preparation of manuscript**

Resubmissions must be accompanied by a letter stating how the text has been revised in accordance with the referees' comments.

### **Suggested referees**

Authors may provide

- names
- addresses
- phone numbers
- fax numbers
- e-mail addresses

of up to three potential referees. These individuals should not be recent collaborators or coauthors (within the last three years), nor should they have provided substantial advice or critique of the submitted manuscript. Authors should note any referees they may wish to exclude and reason(s) for exclusion. The associate editor will make every effort to take these suggestions into account when assigning referees; however, the editor's decision in this matter is final.

### **Legal requirements**

Submission of a manuscript implies: that its publication has been approved by all coauthors, if any, as well as by the responsible authorities—tacitly or explicitly—at the institute where the work has been carried out. The publisher will not be held legally responsible should there be any claims for compensation.

### **Permissions**

Authors wishing to include figures, tables, or text passages that have already been published elsewhere are required to obtain permission from the copyright owner(s) for both the print and online format and to include evidence that such permission has been granted when submitting their papers. Any material received without such evidence will be assumed to originate from the authors.

### **Online submission**

Authors should submit their manuscripts online. Electronic submission substantially reduces the editorial processing and reviewing times and shortens overall publication times. Please follow the hyperlink "Submit online" on the right and upload all of your manuscript files following the instructions given on the screen.

### **Title Page**

#### **Title Page**

The title page should include:

- The name(s) of the author(s)
- A concise and informative title
- The affiliation(s) and address(es) of the author(s)
- The e-mail address, telephone and fax numbers of the corresponding author
- The number of words in the manuscript

### **Abstract**

The abstract should not exceed 250 words, and should be arranged under the following subheadings for original articles and short communications:

- Background (the problem addressed and purpose of the study)
- Methods (study design and methods and materials)
- Results (research findings)
- Conclusion(s)

### **Keywords**

Please provide 3 to 6 keywords which can be used for indexing purposes.

### **Text**

#### **Text formatting**

Manuscripts should be submitted in Word.

- Use a normal, plain font (e. g., 10-point Times Roman) for text.
- Use italics for emphasis.
- Use the automatic page numbering function to number the pages.
- Do not use field functions.
- Use tab stops or other commands for indents, not the space bar.
- Use the table function in the text to create tables. Do not use spreadsheets or images.

### **Headings**

Please use no more than three levels of displayed headings.

### **Units, terminology, and abbreviations**

Abbreviations should be spelled out at first usage and the abbreviated form used thereafter. The nomenclature and abbreviations of the structures of the kidney should be followed according to the recommendations of the Renal Commission of the International Union of Physiological Sciences (Am J Physiol 1988; 254: F1-F8, Kidney Int 1988; 33: 1-7, Pflugers Arch 1988; 411: 113-129). Generic names should be used for drugs.

### **Footnotes**

Footnotes can be used to give additional information, which



may include the citation of a reference included in the reference list. They should not consist solely of a reference citation, and they should never include the bibliographic details of a reference. They should also not contain any figures or tables. Footnotes to the text are numbered consecutively ; those to tables should be indicated by superscript lower-case letters (or asterisks for significance values and other statistical data). Footnotes to the title or the authors of the article are not given reference symbols. Always use footnotes instead of endnotes.

## References

### Citation

Reference citations in the text should be identified by numbers in square brackets. Some examples :

1. Negotiation research spans many disciplines[3].
2. This result was later contradicted by Becker and Seligman[5].
3. This effect has been widely studied[1-3, 7].

### Reference list

The list of references should only include works that are cited in the text and that have been published or accepted for publication. Personal communications and unpublished works should only be mentioned in the text. Do not use footnotes or endnotes as a substitute for a reference list.

The entries in the list should be numbered consecutively.

- Journal article  
Smith JJ. The world of science. *Am J Sci.* 1999 ; 36 : 234-5.
- Article by DOI  
Slifka MK, Whitton JL. Clinical implications of dysregulated cytokine production. *J Mol Med.* 2000 ; doi : 10.1007/s001090000086
- Book  
Blenkinsopp A, Paxton P. Symptoms in the pharmacy : a guide to the management of common illness. 3rd ed. Oxford : Blackwell Science ; 1998.
- Book chapter  
Wyllie AH, Kerr JFR, Currie AR. Cell death : the significance of apoptosis. In : Bourne GH, Danielli JF, Jeon KW, editors. *International review of cytology.* London : Academic ; 1980. pp.251-306.
- Online document  
Doe J. Title of subordinate document. In : *The dictionary of substances and their effects.* Royal Society of Chemistry. 1999.  
<http://www.rsc.org/dose/title of subordinate document>. Accessed 15 Jan 1999.

Always use the standard abbreviation of a journal's name according to the ISSN List of Title Word Abbreviations, see <http://www.issn.org/2-22661-LTWA-online.php>

For authors using EndNote, Springer provides an output

style that supports the formatting of in-text citations and the reference list.

- [Link to EndNote Style \(zip, 3kB\)](#)

### Tables

- All tables are to be numbered using Arabic numerals.
- Tables should always be cited in text in consecutive numerical order.
- Use the table function in the text to create tables. Do not use spreadsheets or images.
- For each table, please supply a table caption (title) explaining the components of the table.
- Identify any previously published material by giving the original source in the form of a reference at the end of the table caption.
- Footnotes to tables should be indicated by superscript lower-case letters (or asterisks for significance values and other statistical data) and included beneath the table body.

### Figures

#### Electronic Figure Submission

- Supply all figures electronically.
- Indicate what graphics program was used to create the artwork.
- For vector graphics, the preferred format is EPS ; for halftones, please use TIFF format. MS Office files are also acceptable.
- Vector graphics containing fonts must have the fonts embedded in the files.
- Name your figure files with "Fig" and the figure number, e. g., Fig1. eps.

#### Line art

- Definition : Black and white graphic with no shading.
- Do not use faint lines and/or lettering and check that all lines and lettering within the figures are legible at final size.
- All lines should be at least 0.1 mm (0.3 pt) wide.
- Scanned line drawings and line drawings in bitmap format should have a minimum resolution of 1200 dpi.
- Vector graphics containing fonts must have the fonts embedded in the files.

#### Halftone art

- Definition : Photographs, drawings, or paintings with fine shading, etc.
- If any magnification is used in the photographs, indicate this by using scale bars within the figures themselves.
- Halftones should have a minimum resolution of 300 dpi.

### **Combination art**

- Definition : a combination of halftone and line art, e. g., halftones containing line drawing, extensive lettering, color diagrams, etc.
- Combination artwork should have a minimum resolution of 600 dpi.

### **Color art**

- Color art is free of charge, both in print and online.
- Color illustrations should be submitted as RGB (8 bits per channel).

### **Figure lettering**

- To add lettering, it is best to use Helvetica or Arial (sans serif fonts).
- Keep lettering consistently sized throughout your final-sized artwork, usually about 2–3 mm (8–12 pt).
- Variance of type size within an illustration should be minimal, e. g., do not use 8-pt type on an axis and 20-pt type for the axis label.
- Avoid effects such as shading, outline letters, etc.
- Do not include titles or captions into your illustrations.

### **Figure numbering**

- All figures are to be numbered using Arabic numerals.
- Figures should always be cited in the text in consecutive numerical order.
- Figure parts should be denoted by lowercase letters (a, b, c, etc.).
- If an appendix appears in your article/chapter and it contains one or more figures, continue the consecutive numbering of the main text. Do not number the appendix figures, “A1, A2, A3, etc.” Figures in online appendices (Electronic supplementary Material) should, however, be numbered separately.

### **Figure captions**

- Each figure should have a concise caption describing accurately what the figure depicts. Include the captions in the text file of the manuscript, not in the figure file.
- Figure captions begin with the term Fig. in bold type, followed by the figure number, also in bold type.
- No punctuation is to be included after the number, nor is any punctuation to be placed at the end of the caption.
- Identify all elements found in the figure in the figure caption ; and use boxes, circles, etc., as coordinate points in graphs.
- Identify previously published material by giving the original source in the form of a reference citation at the end of the figure caption.

### **Figure placement and size**

- Figures should be submitted separately from the text, if possible.
- When preparing your figures, size figures to fit in the column width.
- Figures should be 39 mm, 84 mm, 129 mm, or 174 mm wide and not higher than 234 mm.

The publisher reserves the right to reduce or enlarge figures.

### **Permissions**

If you include figures that have already been published elsewhere, you must obtain permission from the copyright owner(s) for both the print and online format. Please be aware that some publishers do not grant electronic rights for free and that Springer will not be able to refund any costs that may have occurred to receive these permissions. In such cases, material from other sources should be used.

### **Accessibility**

In order to give people of all abilities and disabilities access to the content of your figures, please make sure that

- All figures have descriptive captions (blind users could then use a text-to-speech software or a text-to-Braille hardware)
- Patterns are used instead or in addition to colors for conveying information (color-blind users would then be able to distinguish the visual elements)
- Any figure lettering has a contrast ratio of at least 4.5 : 1.

### **Electronic supplementary material**

Electronic supplementary material will be published in the online version only. It may consist of

- Information that cannot be printed : animations, video clips, sound recordings
- Information that is more convenient in electronic form : sequences, spectral data, etc.
- Large original data, e. g., additional tables, illustrations, etc.

### **Submission**

- Supply all supplementary material in standard file formats.
- Please include in each file the following information : article title, journal name, author names ; affiliation and e-mail address of the corresponding author.
- To accommodate user downloads, please keep in mind that larger-sized files may require very long download times and that some users may experience other problems during downloading.

### **Audio, video, and animations :**

- Resolution : 16 : 9 or 4 : 3
- Maximum file size : 25 GB
- Minimum video duration : 1 sec
- Supported file formats : avi, wmv, mp4, mov, m2p, mp2, mpg, mpeg, flv, mxf, mts, m4v, 3gp

### **Text and presentations**

- Submit your material in PDF format ; . doc or. ppt files are not suitable for long-term viability.
- A collection of figures may also be combined in a PDF file.

### **Spreadsheets**

- Spreadsheets should be converted to PDF if no interaction with the data is intended.
- If the readers should be encouraged to make their own calculations, spreadsheets should be submitted as. xls files (MS Excel).

### **Specialized formats**

- Specialized formats such as. pdb(chemical),. wrf (VRML),. nb (Mathematica notebook), and. tex can also be supplied.

### **Collecting multiple files**

- It is possible to collect multiple files in a. zip or. gz file.

### **Numbering :**

- If any supplementary material is supplied, the text must make specific mention of the material as a citation, similar to that of figures and tables.
- Refer to the supplementary files as “Online Resource”, e. g., “... as shown in the animation (Online Resource 3)”, “... additional data are given in Online Resource 4”.
- Name the files consecutively, e. g. “ESM\_3. mpg”, “ESM\_4. pdf”.

### **Captions**

- For each supplementary material, please supply a concise caption describing the content of the file.

### **Processing of supplementary files**

- Electronic supplementary material will be published as received from the author without any conversion, editing, or reformatting.

### **Accessibility**

In order to give people of all abilities and disabilities access to the content of your supplementary files, please make sure that

- The manuscript contains a descriptive caption for

each supplementary material

- Video files do not contain anything that flashes more than three times per second (so that users prone to seizures caused by such effects are not put at risk)

### **After acceptance**

Upon acceptance of your article you will receive a link to the special Author Query Application at Springer’s web page where you can sign the Copyright Transfer Statement online and indicate whether you wish to order Open Choice and offprints. Once the Author Query Application has been completed, your article will be processed and you will receive the proofs.

### **Open Choice**

In addition to the normal publication process (whereby an article is submitted to the journal and access to that article is granted to customers who have purchased a subscription), Springer provides an alternative publishing option : Springer Open Choice. A Springer Open Choice article receives all the benefits of a regular subscription-based article, but in addition is made available publicly through Springer’s online platform SpringerLink. Springer Open Choice [<http://springer.com/openchoice>]

### **Copyright transfer**

Authors will be asked to transfer copyright of the article to the Japanese Society of Nephrology. This will ensure the widest possible protection and dissemination of information under copyright laws.

### **Offprints**

Offprints can be ordered by the corresponding author.

### **Color illustrations**

Publication of color illustrations is free of charge, both in print and online.

### **Proof reading**

The purpose of the proof is to check for typesetting or conversion errors and the completeness and accuracy of the text, tables and figures. Substantial changes in content, e. g., new results, corrected values, title and authorship, are not allowed without the approval of the Editor. After online publication, further changes can only be made in the form of an Erratum, which will be hyperlinked to the article.

### **Online First**

The article will be published online after receipt of the corrected proofs. This is the official first publication citable with the DOI. After release of the online issue, the paper can also be cited by issue and page numbers.

**General information**

CEN Case Reports, an official journal of the Japanese Society of Nephrology, is an English-language journal publishing case reports. Contributions from all parts of the world are welcomed.

**Manuscripts should be submitted online to :**

<http://www.editorialmanager.com/cenc>

**Authorship :**

Only those who have made a substantial contribution to the work should be designated as authors.

**Prerequisites for publication :**

A copy of the certification form must be submitted to the journal's editorial office at the same time you submit your manuscripts via Editorial Manager. **IMPORTANT :** Upon receipt of a Certificate of Exclusive Submission, manuscripts are officially recognized as submissions.

**Compliance with Ethical Standards**

To ensure objectivity and transparency in research and to ensure that accepted principles of ethical and professional conduct have been followed, authors should include information regarding sources of funding, potential conflicts of interest (financial or non-financial), informed consent if the research involved human participants, and a statement on welfare of animals if the research involved animals.

Authors should include the following statements (if applicable) in a separate section entitled "Compliance with Ethical Standards" before the References when submitting a paper :

- Disclosure of potential conflicts of interest
- Research involving Human Participants and/or Animals
- Informed consent

**Conflict of interest :**

When submitting a manuscript to CEN Case Reports, authors are required to disclose any financial relationship with a biotechnology manufacturer, a pharmaceutical company, or other commercial entity that has an interest in the subject matter or materials discussed in the manuscript. Please disclose any potential conflicts of interest by using the following example and inserting it between the text and references :

Potential financial conflicts of interest

Employment : Author name (entity name), Consultancies : Author name (entity name), Honoraria : Author name (entity name), Stock ownership or options : Author name

(entity name), Grants received : Author name (entity name).

Authors who have no conflicts of interest to declare, please insert the following statement between the text and references.

Disclosure : All the authors have declared no competing interest.

or

Conflict of interest : The authors have declared that no conflict of interest exists.

**Human and Animal Rights**

CEN Case Reports has adopted the following editorial policy regarding ethical approval of studies.

When reporting research dealing with any types of data from human subjects (both observational studies and interventional studies) or animal subjects, authors should indicate whether the procedures followed were in accordance with the ethical standards of the responsible committee such as the Institutional Review Board (IRB)/Ethics Committee/Animal Welfare Committee, along with the IRB approval number.

The following statement should be included in the text before the References section :

- Ethical approval: All procedures performed in studies involving human participants were in accordance with the ethical standards of the institutional and/or national research committee at which the studies were conducted (IRB approval number XXXXX) and with the 1964 Helsinki declaration and its later amendments or comparable ethical standards.

For studies with animals, the following statement should be included in the text before the References section :

- Ethical approval: All procedures performed in studies involving animals were in accordance with the ethical standards of the institution or practice at which the studies were conducted (IRB approval number XXXXX).

If articles do not contain studies with human participants or animals by any of the authors, please select one of the following statements :

- This article does not contain any studies with human participants performed by any of the authors.
- This article does not contain any studies with animals performed by any of the authors.
- This article does not contain any studies with human participants or animals performed by any of the authors.

## **Informed Consent**

All individuals have individual rights that are not to be infringed. Individual participants in studies have, for example, the right to decide what happens to the (identifiable) personal data gathered, to what they have said during a study or an interview, as well as to any photograph that was taken. Hence it is important that all participants gave their informed consent in writing prior to inclusion in the study. Identifying details (names, dates of birth, identity numbers and other information) of the participants that were studied should not be published in written descriptions, photographs, and genetic profiles unless the information is essential for scientific purposes and the participant (or parent or guardian if the participant is incapable) gave written informed consent for publication. Complete anonymity is difficult to achieve in some cases, and informed consent should be obtained if there is any doubt. For example, masking the eye region in photographs of participants is inadequate protection of anonymity. If identifying characteristics are altered to protect anonymity, such as in genetic profiles, authors should provide assurance that alterations do not distort scientific meaning.

The following statement should be included :

Informed consent: "Informed consent was obtained from all individual participants included in the study."

If identifying information about participants is available in the article, the following statement should be included :

"Additional informed consent was obtained from all individual participants for whom identifying information is included in this article."

## **Types of articles**

### **Case reports :**

A case report should not exceed 3000 words and should be arranged as follows : Abstract (which should be a brief summary of the contents without any subheadings) ; Introduction ; Case report ; Discussion ; References (which should be kept to a minimum) . Manuscripts that exceed the maximum number of words may be returned to the authors without peer-review. Case reports should be relevant to practical and scientific aspects of nephrology and be presented as concisely as possible.

### **Letters to the editor :**

Letters to the editor : Letters to the editor will be published at the discretion of the Editor. Length must not exceed 500 words, only one table or figure is permitted, and there should be no more than five references. No more than five authors can be included.

## **Manuscript submission**

### **Covering letter :**

Resubmissions must be accompanied by a letter stating how

the text has been revised in accordance with the referees' comments.

### **Suggested referees :**

In the covering letter, authors may suggest referees with appropriate expertise. Authors may provide names, addresses, phone numbers, fax numbers, and e-mail addresses of up to three potential referees. These individuals should not be recent collaborators or coauthors (within the last three years), nor should they have provided substantial advice or critique of the submitted manuscript. Authors should note any referees they may wish to exclude and reason(s) for exclusion. The associate editor will make every effort to take these suggestions into account when assigning referees ; however, the editor's decision in this matter is final.

### **Legal requirements :**

Submission of a manuscript implies : that its publication has been approved by all coauthors, if any, as well as by the responsible authorities— tacitly or explicitly— at the institute where the work has been carried out. The publisher will not be held legally responsible should there be any claims for compensation.

### **Permissions :**

Authors wishing to include figures, tables, or text passages that have already been published elsewhere are required to obtain permission from the copyright owner(s) for both the print and online format and to include evidence that such permission has been granted when submitting their papers. Any material received without such evidence will be assumed to originate from the authors.

### **Online submission :**

Authors should submit their manuscripts online. Electronic submission substantially reduces the editorial processing and reviewing times and shortens overall publication times. Please follow the hyperlink "Submit online" on the right and upload all of your manuscript files following the instructions given on the screen.

### **Title Page :**

The title page should include :

- The name(s) of the author(s)
- A concise and informative title
- The affiliation(s) and address(es) of the author(s)
- The e-mail address, telephone and fax numbers of the corresponding author
- The number of words in the manuscript

### **Abstract :**

Please provide an abstract of 150 to 250 words. The

abstract should not contain any undefined abbreviations or unspecified references.

### Key words :

Please provide 3 to 6 key words which can be used for indexing purposes.

### Text

#### Text formatting :

Manuscripts should be submitted in Word.

- Use a normal, plain font (e. g., 10-point Times Roman) for text.
- Use italics for emphasis.
- Use the automatic page numbering function to number the pages.
- Do not use field functions.
- Use tab stops or other commands for indents, not the space bar.
- Use the table function in the text to create tables. Do not use spreadsheets or images.

### Headings :

Please use no more than three levels of displayed headings.

### Units, terminology, and abbreviations

Abbreviations should be spelled out at first usage and the abbreviated form used thereafter. The nomenclature and abbreviations of the structures of the kidney should be followed according to the recommendations of the Renal Commission of the International Union of Physiological Sciences (Am J Physiol 1988 ; 254 : F1-F8, Kidney Int 1988 ; 33 : 1-7, Pflugers Arch 1988 ; 411 ; 113-129). Generic names should be used for drugs.

### Footnotes :

Footnotes can be used to give additional information, which may include the citation of a reference included in the reference list. They should not consist solely of a reference citation, and they should never include the bibliographic details of a reference. They should also not contain any figures or tables. Footnotes to the text are numbered consecutively ; those to tables should be indicated by superscript lower-case letters (or asterisks for significance values and other statistical data). Footnotes to the title or the authors of the article are not given reference symbols. Always use footnotes instead of endnotes.

### References

#### Citation :

Reference citations in the text should be identified by numbers in square brackets. Some examples :

1. Negotiation research spans many disciplines[3].
2. This result was later contradicted by Becker and Selig-

man[5].

3. This effect has been widely studied[1-3, 7].

### Reference list :

The list of references should only include works that are cited in the text and that have been published or accepted for publication. Personal communications and unpublished works should only be mentioned in the text. Do not use footnotes or endnotes as a substitute for a reference list. The entries in the list should be numbered consecutively.

- Journal article  
Smith JJ. The world of science. Am J Sci. 1999 ; 36 : 234-5.
- Article by DOI  
Slifka MK, Whitton JL. Clinical implications of dysregulated cytokine production. J Mol Med. 2000 ; doi : 10.1007/s001090000086
- Book  
Blenkinsopp A, Paxton P. Symptoms in the pharmacy : a guide to the management of common illness. 3rd ed. Oxford : Blackwell Science ; 1998.
- Book chapter  
Wyllie AH, Kerr JFR, Currie AR. Cell death : the significance of apoptosis. In : Bourne GH, Danielli JF, Jeon KW, editors. International review of cytology. London : Academic ; 1980. pp.251-306.
- Online document  
Doe J. Title of subordinate document. In : The dictionary of substances and their effects. Royal Society of Chemistry. 1999.  
[http://www.rsc.org/dose/title of subordinate document](http://www.rsc.org/dose/title%20of%20subordinate%20document). Accessed 15 Jan 1999.  
Always use the standard abbreviation of a journal's name according to the ISSN List of Title Word Abbreviations, see <http://www.issn.org/2-22661-LTWA-online.php>  
For authors using EndNote, Springer provides an output style that supports the formatting of in-text citations and the reference list.

### Tables

- All tables are to be numbered using Arabic numerals.
- Tables should always be cited in text in consecutive numerical order.
- Use the table function in the text to create tables. Do not use spreadsheets or images.
- For each table, please supply a table caption (title) explaining the components of the table.
- Identify any previously published material by giving the original source in the form of a reference at the end of the table caption.
- Footnotes to tables should be indicated by superscript lower-case letters (or asterisks for significance values and other statistical data) and included beneath the table body.

## Figures

### Electronic Figure Submission :

- Supply all figures electronically.
- Indicate what graphics program was used to create the artwork.
- For vector graphics, the preferred format is EPS ; for halftones, please use TIFF format. MS Office files are also acceptable.
- Vector graphics containing fonts must have the fonts embedded in the files.
- Name your figure files with “Fig” and the figure number, e. g., Fig1.eps.

### Line art :

- Definition : Black and white graphic with no shading.
- Do not use faint lines and/or lettering and check that all lines and lettering within the figures are legible at final size.
- All lines should be at least 0.1 mm (0.3 pt) wide.
- Scanned line drawings and line drawings in bitmap format should have a minimum resolution of 1200 dpi.
- Vector graphics containing fonts must have the fonts embedded in the files.

### Halftone art :

- Definition : Photographs, drawings, or paintings with fine shading, etc.
- If any magnification is used in the photographs, indicate this by using scale bars within the figures themselves.
- Halftones should have a minimum resolution of 300 dpi.

### Combination art :

- Definition : a combination of halftone and line art, e. g., halftones containing line drawing, extensive lettering, color diagrams, etc.
- Combination artwork should have a minimum resolution of 600 dpi.

### Color art :

- Color art is free of charge for online publication.
- Color illustrations should be submitted as RGB (8 bits per channel).

### Figure lettering :

- To add lettering, it is best to use Helvetica or Arial (sans serif fonts).
- Keep lettering consistently sized throughout your final-sized artwork, usually about 2–3 mm (8–12 pt).
- Variance of type size within an illustration should be minimal, e. g., do not use 8-pt type on an axis and 20-pt type for the axis label.
- Avoid effects such as shading, outline letters, etc.
- Do not include titles or captions into your illustrations.

### Figure numbering :

- All figures are to be numbered using Arabic numerals.
- Figures should always be cited in the text in consecutive numerical order.
- Figure parts should be denoted by lowercase letters (a, b, c, etc.).
- If an appendix appears in your article/chapter and it contains one or more figures, continue the consecutive numbering of the main text. Do not number the appendix figures, “A1, A2, A3, etc.” Figures in online appendices (Electronic supplementary Material) should, however, be numbered separately.

### Figure captions :

- Each figure should have a concise caption describing accurately what the figure depicts. Include the captions in the text file of the manuscript, not in the figure file.
- Figure captions begin with the term Fig. in bold type, followed by the figure number, also in bold type.
- No punctuation is to be included after the number, nor is any punctuation to be placed at the end of the caption.
- Identify all elements found in the figure in the figure caption ; and use boxes, circles, etc., as coordinate points in graphs.
- Identify previously published material by giving the original source in the form of a reference citation at the end of the figure caption.

### Figure placement and size :

- Figure should be submitted separately from the text, if possible.
- When preparing your figures, size figures to fit in the column width.
- Figures should be 39 mm, 84 mm, 129 mm, or 174 mm wide and not higher than 234 mm. The publisher reserves the right to reduce or enlarge figures.

### Permissions :

If you include figures that have already been published elsewhere, you must obtain permission from the copyright owner(s) for both the print and online format. Please be aware that some publishers do not grant electronic rights for free and that Springer will not be able to refund any costs that may have occurred to receive these permissions. In such cases, material from other sources should be used.

### Accessibility

In order to give people of all abilities and disabilities access to the content of your figures, please make sure that

- All figures have descriptive captions (blind users could then use a text-to-speech software or a text-to-Braille hardware)
- Patterns are used instead or in addition to colors for con-

veying information (color-blind users would then be able to distinguish the visual elements)

- Any figure lettering has a contrast ratio of at least 4.5 : 1.

### **Electronic supplementary material**

Electronic supplementary material will be published in the online version only. It may consist of

- Information that cannot be printed : animations, video clips, sound recordings
- Information that is more convenient in electronic form : sequences, spectral data, etc.
- Large original data, e. g., additional tables, illustrations, etc.

### **Submission :**

- Supply all supplementary material in standard file formats.
- Please include in each file the following information : article title, journal name, author names ; affiliation and e-mail address of the corresponding author.
- To accommodate user downloads, please keep in mind that larger-sized files may require very long download times and that some users may experience other problems during downloading.

### **Audio, video, and animations :**

- Resolution : 16 : 9 or 4 : 3
- Maximum file size : 25 GB
- Minimum video duration : 1 sec
- Supported file formats: avi, wmv, mp4, mov, m2p, mp2, mpg, mpeg, flv, mxf, mts, m4v, 3gp

### **Text and presentations :**

- Submit your material in PDF format ; .doc or .ppt files are not suitable for long-term viability.
- A collection of figures may also be combined in a PDF file.

### **Spreadsheets :**

- Spreadsheets should be converted to PDF if no interaction with the data is intended.
- If the readers should be encouraged to make their own calculations, spreadsheets should be submitted as .xls files (MS Excel).

### **Specialized formats :**

- Specialized formats such as .pdb (chemical), .wrl (VRML), .nb (Mathematica notebook), and .tex can also be supplied.

### **Collecting multiple files :**

- It is possible to collect multiple files in a .zip or .gz file.

### **Numbering :**

- If any supplementary material is supplied, the text must make specific mention of the material as a citation, similar to that of figures and tables.
- Refer to the supplementary files as "Online Resource", e. g., "...as shown in the animation (Online Resource 3)", "...additional data are given in Online Resource 4".
- Name the files consecutively, e. g. "ESM\_3.mpg", "ESM\_4.pdf".

### **Captions :**

- For each supplementary material, please supply a concise caption describing the content of the file.

### **Processing of supplementary files :**

- Electronic supplementary material will be published as received from the author without any conversion, editing, or reformatting.

### **Accessibility :**

In order to give people of all abilities and disabilities access to the content of your supplementary files, please make sure that

- The manuscript contains a descriptive caption for each supplementary material
- Video files do not contain anything that flashes more than three times per second (so that users prone to seizures caused by such effects are not put at risk)

### **After acceptance**

Upon acceptance of your article you will receive a link to the special Author Query Application at Springer's web page where you can sign the Copyright Transfer Statement online and indicate whether you wish to order offprints.

Once the Author Query Application has been completed, your article will be processed and you will receive the proofs.

### **Open Choice :**

In addition to the normal publication process (whereby an article is submitted to the journal and access to that article is granted to customers who have purchased a subscription), Springer provides an alternative publishing option : Springer Open Choice. A Springer Open Choice article receives all the benefits of a regular subscription-based article, but in addition is made available publicly through Springer's online platform SpringerLink. Springer Open Choice [<http://springer.com/open choice>]

### **Copyright transfer :**

Authors will be asked to transfer copyright of the article to the Japanese Society of Nephrology. This will ensure the widest possible protection and dissemination of information



under copyright laws.

**Offprints :**

Offprints can be ordered by the corresponding author.

**Color illustrations :**

Publication of color illustrations is free of charge.

**Proof reading :**

The purpose of the proof is to check for typesetting or conversion errors and the completeness and accuracy of the

text, tables and figures. Substantial changes in content, e. g., new results, corrected values, title and authorship, are not allowed without the approval of the Editor. After online publication, further changes can only be made in the form of an Erratum, which will be hyperlinked to the article.

**Online First :**

The article will be published online after receipt of the corrected proofs. This is the official first publication citable with the DOI. After release of the online issue, the paper can also be cited by issue and page numbers.

## 一般社団法人 日本腎臓学会 倫理委員会規定

(名称)

1. 定款施行細則第 11 条第 8 号により、本学会に倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(目的)

2. 委員会は、本学会の様々な活動における倫理的諸問題に対して、その倫理性を判断し、助言を与える。

(審議事項)

3. 委員会は、前項の目的を達成するため、次の事項について審議するものとする。

- (1) 腎疾患診療上の倫理的判断を必要とする事項
- (2) 日本腎臓学会が主導で行う臨床研究に関する倫理審査
- (3) 診療以外での倫理的判断を必要とする事項
- (4) 利益相反に関する事項
- (5) その他、理事会・委員会が必要と認めた事項

(委員)

- 4-1. 委員長は、理事長が理事の中から選任し、理事会の議を経て委嘱する。委員も理事、幹事、評議員の中から理事長が選任し、理事会の議を経て委嘱する。

2. 委員長が必要と認めた場合は、委員以外に外部委員を委嘱することができる。

3. 委員は次に掲げる構成員で組織するが、男女両性で構成する。

- (1) 日本腎臓学会の理事・幹事・評議員 4~5 名
- (2) 医学以外の外部有識者 1 名
- (3) 一般の立場 1 名
- (4) 法律学の専門家 1 名
- (5) 事務局職員 1 名

4. 外部委員は理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

5. 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なくして漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

- 5-1. 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 6-1. 委員長は必要に応じて委員を招集し、委員会を開催する。

2. 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

3. 委員会の議長は委員長とする。委員長が出席できない場合は、副委員長を議長とする。

4. 議事は出席議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5. 委員長は、審議について必要ある場合は、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(申請の方法と申請者の報告義務)

- 7-1. 申請者は「日本腎臓学会倫理委員会申請書」に、審議に必要な資料（研究計画書・説明文書・同意書・同意撤回文書など）を添えて、電子媒体とともに事務局に提出する。

2. 申請者は承認事項に関して、臨床研究の進捗状況や結果などを毎年度末に委員会に文書（実施報告書）で報告する。

(迅速審査)

- 8-1. 研究計画についての審査に関して、軽微な変更などの事項に関しては迅速審査に付すものとする。
2. 迅速審査の場合は委員による書面審査で審議を行い、過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(異議申し立て)

- 9-1. 委員会の判断に異議がある申請者は、理事長に対して「異議の申し立て」をすることができる。
2. 前項の申し立てには、「異議申し立て書」に異議の根拠を記載し、必要な資料を添えて、審査結果通知書交付日翌日から起算して60日以内に提出する。

(審議結果の報告、公表)

- 10-1. 委員長は委員会の審議事項について、審議結果を理事長に答申するものとする。
2. 審議の結果は、①承認、②条件付承認、③保留、④不承認とし、②③④については適切な助言を与える。なお、本学会以外の倫理委員会への申請が適当と考えられる場合は、⑤非該当として、その旨を申請者に通知する。
3. 理事長は前項の答申を受け、申請者に審査結果を通知し、必要に応じ理事会において審査結果を公表する。
4. 議事録を公開する場合は、人権やプライバシーの保護に配慮する。

(事務局)

- 11-1. 委員会の事務局は日本腎臓学会事務局に置く。
2. 事務局は申請書類の受付、議事録の作成、保管等の庶務を担当する。
3. 議事録の保存期間は、審議終了後5年間とする。

(規定の改正)

12. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

## 付 則

本規定は、平成25年4月1日から施行する。

## 倫理審査申請書作成の手引き

倫理審査は原則として書類審査であり、倫理審査申請書には必要な事項が、分かりやすく、正確、簡潔、かつ具体的に記載されている必要があります。この倫理審査申請書の他に、①研究計画書、②説明文書、③同意書などを添付資料として提出して頂きますが、その事実を証明する文献や、理解を助けるための資料を添えることもできます。

以下、倫理審査申請書を作成する上での注意点を示します。倫理審査申請書類の提出期限は委員会開催日の1カ月前ですので、それまでに提出された課題を委員会で審議いたします。それ以降提出されたものは、次回の委員会に廻します。なお、委員会の開催日はホームページで公表いたします。

- 1：倫理審査申請書の日付けは提出年月日を記入して下さい。
- 2：申請者は研究または医療行為（以下「課題」）の当事者としての最終責任者を記入して下さい。
- 3：課題番号は記入しないで下さい。（事務局で附番致します）
- 4：〔研究課題名〕は簡潔に研究内容を表すものを記入して下さい。
- 5：〔研究の種類〕を区別し、該当部の□にレをつけて下さい。
- 6：〔研究内容とその概要〕研究計画書（実施計画書）は資料として別に提出して頂きますので、ここには研究の背景、目的、方法など、概要を簡潔に記載して下さい。
- 7：〔実施者〕は研究の遂行に携わる研究者を記載して下さい。多施設に及ぶ場合は研究計画書に研究組織を明記して下さい。
- 8：〔研究期間・研究の対象者〕
- 9：〔実施場所〕主な研究の実施場所を明記して下さい。多施設共同研究か否かを明記し、詳細は研究計画書に記載して下さい。また、すでに他の施設で倫理審査が行われている場合には、その申請書、審査結果通知書のコピーを添付して下さい。
- 10：〔倫理的配慮〕この項目は倫理的判断に重要な部分ですので、個人情報保護や倫理的観点から具体的に記述する必要があります。
  - ①対象者の人権がどのように守られ、どのような配慮がなされているのかを示して下さい。
  - ②どのように対象者の理解を得て、研究への同意を取得するのかを具体的に記入して下さい。なお、この内容は研究計画書、説明文書、同意書などにも記載されている必要があります。
  - ③本研究に参加することによって、対象者にどのような不利益や危険が予想されるのか、具体的に数字を挙げるなどして副作用の頻度、治療や対処法などを明記して下さい。また、この内容は研究計画書、説明文書、同意書などにも記載されている必要があります。
  - ④申請課題を行う事により、医学的にどのような貢献が見込めるかを明記して下さい。
  - ⑤上記以外で、とくに倫理性の評価に当たって強調しておきたいことを記入して下さい。
- 11：〔添付資料〕研究計画書、対象者への説明文書、同意書などは添付資料として提出して下さい。添付資料には資料番号をつけ、この欄には資料番号と資料名を記入して下さい。関連する文献や、理解を助けるための資料を添えることもできます。なお、資料には必ずページをつけて下さい。
- 12：事務記載欄は記入しないで下さい。（委員会事務局で記載します）

## 倫理審査申請書

年 月 日提出

日本腎臓学会  
理事長殿

申請者（研究実施責任者）

所属： \_\_\_\_\_

役職： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

申請番号（事務局記載）

1. 研究課題名	
2. 研究の種類	<input type="checkbox"/> 疫学研究 <input type="checkbox"/> 臨床研究 観察研究 <input type="checkbox"/> 臨床研究 介入あり(登録先： _____ ) <input type="checkbox"/> その他(具体的に： _____ )
3. 研究内容とその概要	
4. 実施者 (研究組織)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>所属</span> <span>氏名</span> </div>
5. 研究期間 症例数など	

6. 実施場所・多施設共同研究 他の倫理審査			
7. 倫理的配慮	<p>①人権の擁護：研究対象者の個人情報保護と管理方法，匿名化の方法など</p> <p>②対象者に理解を求め同意を得る（インフォームドコンセントの取得）方法</p> <p>③研究等によって生ずる個人への不利益及び危険性</p> <p>④医学上の貢献の予測</p> <p>⑤その他</p>		
8. 費用負担			
9. 添付資料	<p>資料 1) 研究計画書</p> <p>資料 2) 研究参加者にインフォームドコンセントの受けるための説明文書</p> <p>資料 3) 同意文書・同意撤回文書</p> <p>資料 4) その他</p>		
通知年月日 事務局記載	年 月 日	通知番号 事務局記載	

## 倫理審査結果 答申書

年 月 日提出

日本腎臓学会  
理事長 殿

日本腎臓学会倫理委員会  
委員長 印

申請番号 \_\_\_\_\_

申請課題 \_\_\_\_\_

年 月 日に申請された上記課題につき、日本腎臓学会倫理委員会で審議し、下記のとおり判定したので答申いたします。

### 記

判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 不承認
理由 助言		

## 倫理審査結果 通知書

年 月 日

申請者（実施責任者）

\_\_\_\_\_ 殿

日本腎臓学会

理事長

印

申請番号 \_\_\_\_\_

申請課題 \_\_\_\_\_

申請のあった上記課題につき、下記のとおり判定したので通知いたします。

記

判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
理由 助言			
通知年月日 事務局記載	年 月 日	通知番号 事務局記載	

審査結果に異議がある場合は 14 日以内に倫理委員会事務局に文書で連絡すること。



## 迅速審査申請書

年 月 日提出

日本腎臓学会  
理事長殿

申請者（研究実施責任者）

所属：\_\_\_\_\_

役職：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 印

年 月 日に承認されている以下の研究計画書について、迅速審査をお願いいたします。

申請番号	
研究課題名	
研究実施責任者	
審査事項	<input type="checkbox"/> 研究実施計画書などの軽微な変更 <input type="checkbox"/> 実施状況報告 <input type="checkbox"/> 有害事象の報告 <input type="checkbox"/> 研究実施計画からの逸脱に関する報告 <input type="checkbox"/> 安全性に関する新たな情報の入手 <input type="checkbox"/> その他
変更点	
研究予定期間	
予定症例数	
備考	

## 迅速審査結果 答申書

年 月 日提出

日本腎臓学会  
理事長 殿日本腎臓学会倫理委員会  
委員長 印

年 月 日に申請された迅速審査を審議した結果、下記のとおり判定したので答申いたします。

申請番号	
研究課題名	
研究実施責任者	
審査事項	<input type="checkbox"/> 研究実施計画書などの軽微な変更 <input type="checkbox"/> 実施状況報告 <input type="checkbox"/> 有害事象の報告 <input type="checkbox"/> 研究実施計画からの逸脱に関する報告 <input type="checkbox"/> 安全性に関する新たな情報の入手 <input type="checkbox"/> その他
審査意見	
研究予定期間	
予定症例数	
備考	

決定結果	<input type="checkbox"/> 研究の継続を承認する <input type="checkbox"/> 研究を一時中止すべきである <input type="checkbox"/> 倫理委員会の承認を取り消し、研究の中断を申し入れるべきである <input type="checkbox"/> 書類の整え再提出後に再度審査する
指摘事項	

整理番号：

## 迅速審査結果 通知書

年 月 日

申請者（実施責任者）

殿

日本腎臓学会

理事長

印

下記のとおり決定したので通知します。

課題番号	
課題名	
研究実施責任者	
審議事項	<input type="checkbox"/> 研究実施計画書などの軽微な変更 <input type="checkbox"/> 実施状況報告 <input type="checkbox"/> 有害事象の報告 <input type="checkbox"/> 研究実施計画からの逸脱に関する報告 <input type="checkbox"/> 安全性に関する新たな情報の入手 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
審査意見	
研究予定期間	
予定症例数	
備考	

決定結果	<input type="checkbox"/> 研究の継続を許可する <input type="checkbox"/> 研究を一時中止すること <input type="checkbox"/> 研究を中断すること <input type="checkbox"/> 保留：書類を整え、再提出すること
指摘事項	

審査結果に異議がある場合は 14 日以内に倫理委員会事務局に文書で連絡すること。

整理番号：

倫理審査結果・異議申し立て書

年 月 日提出

日本腎臓学会  
理事長 殿

申請者（実施責任者）

所属：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 印

申請番号 \_\_\_\_\_

1. 研究課題名			
2. 異議申し立ての理由			
3. 添付資料			
受付年月日 事務局記載	年 月 日	通知番号 事務局記載	

## 有害事象発生報告書

年 月 日提出

日本腎臓学会  
倫理委員会 委員長殿

申請者(実施責任者)

印

申請番号 \_\_\_\_\_

申請課題 \_\_\_\_\_

倫理審査委員会で承認された臨床研究で有害事象・不具合が発生しましたので報告いたします。

課題番号	
課題名	
有害事象の発生状況	
有害事象への具体的対応	
健康被害の有無	
研究実施計画の見直しの必要性	
研究参加者への情報提供	
研究の中断・中止の必要性	

整理番号：

--

## 研究実施報告書

年 月 日提出

日本腎臓学会  
倫理委員会 委員長殿申請者（実施責任者）  
\_\_\_\_\_ 印

申請番号 \_\_\_\_\_

申請課題 \_\_\_\_\_

倫理審査委員会で承認された臨床研究の実施状況を報告いたします。

課題番号	
課題名	
臨床研究の 実施状況	(日本腎臓学会倫理委員会からの助言に関する対応)
個人情報管理 の具体的対応	
研究予定期間	
次年度への研究 の継続	あり： なし：
予定症例数と 現在の参加者	
備考	

整理番号： \_\_\_\_\_

研究実施が承認された後、年度末までに年 1 回実施状況報告書を倫理委員会事務局に提出すること。

## 研究終了報告書

年 月 日提出

日本腎臓学会  
倫理委員会 委員長殿

申請者（実施責任者）  
\_\_\_\_\_ 印

申請番号 \_\_\_\_\_

申請課題 \_\_\_\_\_

倫理委員会で承認された臨床研究が終了しましたので報告いたします。

課題番号	
課題名	
研究の成果	
保存試料の有無	
研究成果の公表方向	
個人情報・対応表などの処理	継続保管(期間： _____ まで) なし：
有害事象を含む資料の保存期間	
備考	

整理番号：

研究が終了した場合、年度末までに臨床研究終了報告書を倫理委員会事務局に提出すること。

日本腎臓学会  
倫理委員会委員各位

下記の倫理委員会への申請課題に関して、予備審査の結果を 月 日までに  
事務局にお知らせ頂きます様、お願い申し上げます。

年 月 日  
日本腎臓学会  
倫理委員会事務局

申請番号 \_\_\_\_\_

申請課題 \_\_\_\_\_

申請者(実施責任者) \_\_\_\_\_

予備審査結果

- このまま審議してよい
- このまま審議してよい(コメントあり)
- 書類の修正等が必要である(具体的にコメント欄に記載して下さい)

コメント



## 倫理委員会 審査手順書

### 1. 倫理審査申請書類等の提出

- 1) 研究申請者は以下の書類を準備し、日本腎臓学会倫理委員会事務局（以下、事務局）に提出する。
  - ①倫理審査申請書（様式1：学会ホームページからダウンロード可能）
  - ②研究計画書
  - ③説明文書
  - ④同意書・同意撤回文書
  - ⑤その他：文献や共同研究の場合は他施設の倫理審査結果の通知など

（注）倫理審査申請書（様式1）は議事録などの記録に必要なため、電子 mail に添付し、日本腎臓学会の倫理委員会事務局に送付する。
- 2) 提出期限は、新規申請・継続申請とも、倫理委員会開催の30日前までとする。
- 3) 事務局では書類が揃っているかを確認し、不備がある場合は研究申請者に問い合わせる。
- 4) なお、研究者の異動などによる研究計画書の変更は研究計画書の変更申請として申請を受け、迅速審査とし、事前審査は省略する。

### 2. 予備審査

- 1) 事務局は提出された倫理審査申請書類等(①～⑤)を審査担当委員(医師委員)に送付し、予備審査を依頼する。
- 2) 審査担当委員は一週間程度で予備審査を行う。
- 3) 予備審査の結果は、以下のA・B・Cとする。
  - A：このまま審議してよい
  - B：このまま審議してよい（コメント有）
  - C：書類の修正等が必要である
- 4) 事務局は予備審査結果を研究申請者へ通知する。

予備審査の結果がCの場合は、研究申請者に予備審査の意見を参考に修正してもらい、書類等の再提出を依頼する。
- 5) 修正書類等が提出された場合、事務局は再度審査担当委員へ書類等を送付し、予備審査を継続する。
- 6) 倫理委員会開催前までに予備審査においてAまたはBの結果が必要になる。研究申請者から修正書類が提出されない場合は、次回の倫理委員会にまわす。

### 3. 倫理委員会審議資料の事前配布

- 1) 倫理委員会の議事（予定）と審議資料は委員会開催日の1週間前に各委員に配布する。
- 2) 委員会審議資料として、予備審査結果（AまたはB）を含む新規申請書類一式、承認済み申請書等の変更・修正書類、その他の審議資料などがある。
- 3) 委員は倫理委員会開催日までに審議資料に目を通し、委員会で自分の意見を述べる。

### 4. 当日配布資料

- 1) COI自己申告書等、個人情報に関わる資料は当日配布して審査する。
- 2) 倫理委員会での審議終了後には回収して、事務局の責任で保管・処分する。

### 5. 倫理委員会の開催と審議

- 1) 倫理委員会事務局は委員の出欠席を確認し、倫理委員会開催日に委員会が成立することを確認する。
- 2) 倫理委員会開催予定日に外部委員が出席できることを確認する。
- 3) 審査結果は承認、条件付き承認、保留、非該当とする。なお、軽微な修正が必要な場合は承認とし、事務局で修正書類の再提出を求め、受理年月日を記録する。

6. 倫理委員会議事録の作成
  - 1) 審議で委員から出された意見と審査結果は事務局と委員長で議事録(案)を作成する。
  - 2) 倫理委員会議事録(案)はE-mailまたはFAXにて各委員の承認を得る。
  - 3) 議事録等の修正・意見については事務局と委員長で適時対応し、倫理委員会委員全員の承認を受ける。
  
7. 倫理審査結果の報告
  - 1) 議事録の承認後、保留以外の申請課題に関して、委員長より答申書(様式2)を理事長に提出する。
  - 2) 倫理委員会の答申を受け、理事長は審査結果を研究申請者に通知する(様式3)。
  - 3) 保留の場合は倫理委員会委員長名で研究責任者に倫理委員会の審議結果を通知する。
  
8. 倫理審査結果の公表  
倫理審査結果通知後、承認された研究課題はホームページ上に公表する。
  
9. 修正書類・保留の対応
  - 1) 承認された研究課題でもコメントが付いている場合、及び条件付き承認の場合は、適切に修正した書類を事務局に再提出してもらう。
  - 2) 保留になった場合、研究申請者は審議結果を参考に、再度申請するかを判断する。再度申請する場合は申請書類等を事務局に提出する。なお、申請書類を再提出する場合は、変更点を整理して添付する。
  
10. 研究経過の報告義務
  - 1) 研究責任者は倫理委員会に対して年1回の報告義務があり、研究終了まで毎年年度末に実施報告書(様式4)を提出する。
  - 2) 倫理委員会事務局は前年度(4月から3月)に承認された研究課題に関して、次年度の2月に、研究責任者に対して実施報告書の提出を依頼する。
  - 3) 研究責任者から提出された実施報告書は、次回の倫理委員会の資料として提出する。
  - 4) 倫理委員会は実施報告書を受理し、研究の継続を承認するかを決定する。
  
11. 厚生労働省への報告義務
  - 1) 事務局は必要事項を年度末までに厚生労働省に資料を提出する。
  - 2) 提出資料は
    - ①倫理委員会規定
    - ②委員の構成
    - ③開催実績
    - ④議事録など(知的財産権に影響のない範囲とする)

## 倫理審査・事務局の手順書

### I. 申請者より申請書類の受付(提出先：日本腎臓学会事務局 倫理委員会担当者)

- ① 事務局での書類のチェック(倫理審査申請書(様式 1), 研究計画書, 同意取得のための説明文書, 同意文書・同意撤回文書等の確認)  
⇒必要書類が揃っていない場合は, 事務局から申請者に連絡し, 書類を整備
- ② 申請に附番し, 倫理委員会委員長に申請があったことを連絡(事務局から mail)
- ③ 迅速審査の場合は様式 4 を使用

### II. 事務局から倫理委員会委員への連絡(様式 11)

- ① 倫理委員会の招集(日程の調整): 事務局から mail での調整とする
- ② 医師の審査委員に審査書類を送付し, 2 週間以内に予備審査結果を事務局に通知してもらう  
⇒予備審査で問題なければそのまま審査へ  
⇒事前に修正すべき点があれば事務局を通して申請者に通知⇒修正書類の再提出

### III. 倫理委員会の開催

- ① 欠席者からは意見書提出(日程調整がつかない場合)
- ② 審査結果の決定・通知内容の決定
- ③ 再審査の場合は次回の倫理委員会の日程調整
- ④ 倫理委員会議事録の作成: 事務局担当

### IV. 審査結果の通知

- ① 委員長から理事長への答申書の作成(様式 2, 5)
- ② 理事長から申請者への審査結果の通知: 事務局代行(様式 3, 6)  
⇒再申請, 異議申し立ては事務局に書類を提出する ⇒ 再度倫理委員会開催
- ③ 委員会委員による議事録の承認: 事務局から(mail 使用可)

### V. 年度末に研究実施報告書の提出

- ① 毎年 2 月に研究実施報告書(様式 9)の提出を依頼: 事務局から(mail 使用可)
- ② 理事会への報告書類の作成: 事務局担当
- ③ 必要に応じ, 厚生労働省などへの報告書類の作成: 事務局担当
- ④ 研究終了時には終了報告書(様式 10)を提出

## 医学系研究の利益相反（COI）に関する共通指針 Policy of Conflict of Interest in Medical Research

内科系関連学会（日本内科学会，日本肝臓学会，日本循環器学会，日本内分泌学会，日本糖尿病学会，日本腎臓学会，日本呼吸器学会，日本血液学会，日本アレルギー学会，日本感染症学会，日本老年医学会）

### 序文

医学，医療の進歩は20世紀後半から21世紀にかけてめざましく，多くの新しい治療法，予防法を創出している。2014年には，国策として「健康・医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」の制定を受けて，2015年4月には独立行政法人日本医療研究開発機構が設立され，画期的な医薬品，生物製剤，医療機器の開発に向けた戦略的な取り組みが産学官の連携を軸に本格化している。

内科系関連上記学会（以下，本学会と略す）は，人間（試料・情報を含む。）を対象として，疾病の成因の究明および病態の理解や，疾病の予防や医療における診断方法および治療方法の有効性の検証またはその改善を通じて，国民の健康の保持増進または患者の予後若しくは生活の質の向上に資することを目的とした事業活動を行っている。産と学がより一層連携を推進していくことは，根拠に基づく医療および医療経済の観点からも極めて重要であり，社会的な責務を果たさなければならない。

公的な存在である研究機関，学術団体などの研究者が医学系研究を通して産学連携を積極的にすればするほど，特定企業の活動に深く関与することになり，その結果，研究者には公的な利益のための社会的な責務と，産学連携活動に伴い生じる個人が得る利益との間に衝突・相反する状態が必然的・不可避的に発生する。こうした状態が「利益相反（conflict of interest：COI）」と呼ばれるものであり，このCOI状態を学術機関・団体が組織として適切に管理（マネージメント）していくことが，産学連携活動を適切に推進するうえで乗り越えていかなければならない重要な課題となっている。医学系研究に携わる者が，資金提供者となる企業，団体などとの深刻なCOI状態を自ら適切に申告しないと，研究対象者の人権や生命の安全・安心が損なわれることが起こりうるし，研究の方法，データの解析，結果の解釈にバイアスがかかり歪められる恐れも生じる。事実，そのような事案として，2013年に，我が国の5大学を中心に実施された降圧薬バルサルタン臨床研究に対する質と信頼性にかかる疑惑問題が起こった。企業からの奨学寄附金やデータ管理・統計解析などの役務の受け入れが不透明で，バイアスリスクに対するマネージメントや契約などの適正な対応がなされておらず，人為的なデータ操作により企業側に有利な結論が導かれ，研究不正疑惑へと発展した。その結果，国際誌に公表された複数の論文が撤回され，国際的な信頼性が大きく損なわれた。このような事態を再発防止する観点も含めて，文部科学省・厚生労働省は臨床研究および疫学研究に関するそれぞれの倫理指針を統合した形で「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（告示2014年12月22日）」を公表し，特に介入研究の実施に対する研究機関の長および研究責任者の責務をより明確化し，倫理審査，モニタリング，監査，COI管理などの強化充実を求めている。一方，全国医学部長病院長会議は「研究者主導臨床試験の実施にかかるガイドライン」を2015年2月に公表し，特に承認薬を用いた侵襲性のある介入研究について，企画立案から臨床試験の適正な実施に係る手順（臨床試験の公的な登録，データ管理，統計解析，データ解釈，論文作成など）を具体的に示しており，企業の関わりを可能とした臨床試験の質と信頼性を確保するためのCOIマネージメントについても具体例を挙げて示している。

本学会は，医学系研究の質と信頼性を確保するために，本学会共通の利益相反指針を会員に徹底・遵守させることにより適切にCOI管理を行い，社会に対する説明責任を果たしていく。今回，国の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」との整合性と，内外のCOI管理に関する動向を踏まえて，本学会利益相反（COI）に関する全面改訂を行った。

### I. 目的

本学会は，産学連携にかかる医学系研究活動において，社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み，「医学系研究の利益相反（COI）に関する共通指針」（以下，本指針と略す）を策定する。本指針の目的は，適正な産学連携の推進を基本として，会員などが医学系活動に取り組む過程で発生するCOI状態を適切に

管理することにより、研究の実施や成果の発表、それらの普及・啓発などの活動におけるバイアスリスクを管理し、中立性と公正性を維持した状態で推進し、内科学に含まれる疾患の予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。したがって、本指針では、会員などに対してCOI管理についての基本的な考えを示し、本学会の会員などが各種事業に参加し発表する場合、自らのCOI状態を自己申告によって適正に開示し、本指針を遵守することを求める。なお、会員が所属する研究機関等の就業規則、COI指針等を遵守すべき事は言うまでもない。

COI管理の基本的な考え方として、研究機関及び研究者は、

1) 産学連携にかかる医学系研究の実施に関して倫理性、医学性、科学性の担保を前提に、利害関係にある企業、法人、団体、個人等からの外部資金源（寄附金または契約による研究資金）、医薬品・機器、及び役務等を必要に応じて契約（対価や成果責任の明確化）により適正に受け入れ医学系研究を実施する。しかし、成果責任を取らないとする企業等から外部資金を調達する場合、研究者主導の臨床研究結果の解釈や公表の過程に資金提供者が影響力の行使を可能とする契約等の締結は、研究の独立性、公明性を損なうことから避けなければならない。

2) 当該研究成果の質と信頼性を確保するために、提供された内容等について適切に開示し、問題となるCOI状態が発生しない様に予め管理する。それらの情報を研究実施計画書、IC文書、COI申告書および論文内に的確に記載し公開する。

3) 社会から疑義を指摘されれば、関係企業とともに説明責任を果たさなければならない。

## II. 対象者

COI状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会の学術講演会などで発表する者（非会員も含む）
- (3) 本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術講演会担当責任者（会長など）、各種委員会の委員長、特定の委員会（学術集会運営委員会、学会誌編集委員会、倫理・医療安全委員会、利益相反委員会など）委員、暫定的な作業部会（小委員会、ワーキンググループなど）の委員
- (4) 本学会の事務職員
- (5) (1)～(4)の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

## III. 対象となる活動

本学会が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。

- (1) 学術講演会（年次総会含む）、支部主催学術講演会などの開催
- (2) 学会機関誌、学術図書などの発行
- (3) 研究および調査の実施
- (4) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (5) 認定医・専門医および認定施設の認定
- (6) 生涯学習活動の推進
- (7) 関連学術団体との連絡および協力
- (8) 国際的な研究協力の推進
- (9) 社会に対する内科学の進歩と普及及び医療への啓発活動
- (10) その他目的を達成するために必要な事業（例、臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業など）

特に、下記の活動を行う場合には、所定の様式に従って、発表時には発表内容に関連する企業との過去3年間のCOI状態が所定の様式に従い開示されなければならない。

- ① 本学会が主催する学術講演会（以下、講演会など）などでの発表
- ② 学会機関誌などの刊行物での発表
- ③ 診療ガイドライン、マニュアルなどの策定
- ④ 当該分科会の事業活動と関係のない学術活動や講演会、座談会、ランチョンセミナー、イブニングセミ

ナー（企業主催・共催などを問わず）などでの発表

なお、発表演題に関連する「医学系研究」とは、医療における疾病の予防方法、診断方法および治療方法の改善、疾病原因および病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される基礎的並びに臨床的研究であって、倫理審査の対象となる医学系研究をいう。人間を対象とする医学系研究には、個人を特定できる人間由来の試料および個人を特定できるデータの研究を含むものとし、文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（2014年12月22日公表）に定めるところによるものとする。

**IV. 「医学系研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、医学系研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。**

- (1) 医学系研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）
- (2) 医学系研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- (3) 医学系研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- (4) 医学系研究について研究助成・寄附などを行っている関係
- (5) 医学系研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係
- (6) 寄附講座などの資金源となっている関係

**V. COI 自己申告の項目と開示基準**

対象者は、個人における以下の（1）～（9）の事項で、開示基準額を超える場合には、所定の様式に従って申告するものとする。なお、COI 自己申告に必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

- (1) 医学系研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100円以上とする。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- (5) 企業・組織や団体がパンフレット、座談会記事などの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合とする。但し、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

但し、開示基準（1）「企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職」とは、研究機関に所属する研究者が特定企業の役員、顧問職に就任し、契約により定期的にかつ継続的に従事し報酬を受け取る場合を意味しており、相手企業からの依頼により単回でのアドバイスなどの提供は開示基準（4）「企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演などの報酬」として申告すること。

さらに、（6）、（7）については、すべての申告者は所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ関係する企業や団体などから研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。なお、企業な

どから提供される研究費・寄附金に係る判断基準額については、申告者が実質的に用途を決定し得る金額を申告すると明確に示した。申告された内容の具体的な開示、公開の方法については所定の様式に従う。

## VI. 医学系研究，特に侵襲性のある介入研究実施にかかる注意事項

1) 新薬承認のための治験はGCP (Good Clinical Practice) を遵守して実施される。市販後の医薬品を用いた研究者主導の大規模介入研究は医薬品の有効性、安全性の検証と、臨床現場での適正化使用或は標準的な治療法に重要な情報と根拠を提供するものであり、倫理指針に基づいて実施される。後者は、企業にとって販売促進の視点から市販後臨床試験への関心が高く、いろいろな形で協力や支援（資金、労務など）がなされることからバイアスリスクが高く、疑惑が発生しやすいと指摘されている。会員はヘルシンキ宣言、医学系研究に関する倫理指針、COI 指針、全国医学部長病院長会議公表の「研究者主導臨床試験の実施にかかるガイドライン」および法令等を遵守しなければならない。会員はいかなる介入研究の実施においても研究対象者の人権・生命を守るための特段の配慮が求められる。

2) 会員が侵襲性のある介入研究を自主的に研究者主導で実施する場合、企業・組織・団体・個人等からの外部資金、医薬品・医療機器或は専門的な知識・技術を持つ人材による役務を受け入れる機会が多い。そのためには、所属機関を窓口として、契約により実施する臨床研究は、共同研究あるいは委託受託研究として対応し、資金提供者の成果責任を明確にし、用途制限、対価、役割分担について明記すべきである。一方、用途制限のない奨学寄附金や研究資金の受け入れは研究者主導臨床研究の資金源として可能である。外部資金として共同研究費、受託研究費または奨学寄附金 (unlimited grant) が介入研究に使われる場合、本学会の申告基準額以上であれば資金源 (funding source) として当該資金提供者とその役割を研究成果公開時に明記し、公開を原則に透明性の確保に努めなければならない。

3) 医学系研究結果が医療従事者、患者、その他の人々に幅広く利用できるようになることは、公益につながる。従って、人間を対象としたすべての医学系研究の実施に際しては、公的なデータベースを通じて登録し、研究結果は原則的に論文の形で公表されなければならない。

4) 論文の作成・公表にあたり、国際標準 (ICMJE Recommendations) を念頭に著者資格を明確にしなければならない。著者資格の基準を満たさないメディカルライター、統計専門家、その他の支援を受けた人々 (所属) に対しては謝辞の項目にて明記し、資金源及びその他の利害関係も記載・公開する。特に、契約を基に利害関係者から労務・役務の形で臨床研究の実施あるいは論文作成の過程で支援を受ける場合には透明性を確保するためにそれぞれの役割を明記しなければならない。また、研究責任者と関係する企業の両者は、疑義があれば説明責任を共に果たさなければならない。

5) 派遣された企業所属の研究者が派遣研究者、社会人大学院生、非常勤講師などとして研究機関に所属し、研究成果を講演あるいは論文発表する場合には、当該企業名も明記しなければならない。

6) 企業に所属していた者が異なる研究機関に転職した場合、その後5年間は当該企業に関する研究成果を発表する際、所属していた元企業名も併記しなければならない。

## VII. COI 状態との関係で回避すべき事項

### 1. 対象者の全てが回避すべきこと

医学系研究の結果の公表 (研究結果の学会発表や論文発表) や診療ガイドラインの策定などは、わが国の医療の質の向上に大きく貢献しており、純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。本学会の会員などは、医学系研究の結果とその解釈といった公表内容や、医学系研究での科学的な根拠に基づく診療 (診断、治療、予防) ガイドライン・マニュアルなどの作成について、その医学系研究の資金提供者・企業の恣意的な意図 (不当な取引誘因や販売促進の手段等) に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者などと締結してはならない。

具体的には、以下については回避すべきである。

- (1) 臨床試験研究対象者の仲介や紹介に係る契約外報奨金の取得
- (2) ある特定期間内での症例集積に対する契約外報奨金の取得
- (3) 特定の研究結果に対する契約外成果報酬の取得
- (4) 研究結果の学会発表や論文発表の決定に関しては独立性を確保し、資金提供者・利害関係のある企業が

影響力の行使を可能とする契約の締結

- (5) 研究機関へ派遣された企業所属の派遣研究者、非常勤講師および社会人大学院生について、実施計画書や結果の発表において当該企業名を隠ぺいするなどの不適切な表示

## 2. 研究責任者・研究代表者が回避すべきこと

医学系研究，特に臨床試験，治験などの計画・実施に決定権を持つ研究責任者・研究代表者には，次の項目に関して重大な COI 状態にない（資金提供者との利害関係が少ない）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり，また選出後もその状態を維持すべきである。

具体的には，下記に該当する本学会会員は，研究責任者・代表者への就任を原則として回避すべきである。

- (1) 当該研究の資金提供者・企業の株式の保有および当該企業の役員等
- (2) 研究課題の医薬品，治療法，検査法等に関する特許権および特許料を取得している者
- (3) 当該研究の資金提供者・企業からの学会参加に対する正当なる理由以外の旅費・宿泊費等の受領者
- (4) 当該研究にかかる時間や労力に対する正当な報酬以外の金銭や贈与の取得者
- (5) 研究機関へ派遣された企業所属の派遣研究者，非常勤講師および社会人大学院生が当該研究に参加する場合，実施計画書や結果の発表において当該企業名を隠ぺいするなどの不適切な行為
- (6) 当該研究データの集計，保管，統計解析，解釈，結論に関して，資金提供者・企業が影響力の行使を可能とする状況
- (7) 研究結果の学会発表や論文発表の決定に関して，資金提供者・利害関係のある企業が影響力の行使を可能とする契約の締結

但し，(1)～(4)に該当する研究者であっても，当該医学系研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり，かつ当該医学系研究が社会的に極めて重要な意義をもつような場合には，その判断と措置の公正性および透明性が明確に担保されるかぎり，当該医学系研究の研究責任者・代表者に就任することができるが，社会に対する説明責任を果たさなければならない。また，企業との契約内容が(5)～(6)に該当する可能性がある場合には，実施結果の公表時に資金提供者の役割と関与の詳細を論文末尾に記載し公開しなければならない。

## Ⅷ. 実施方法

### 1. 会員の責務

会員は医学系研究成果を学術講演などで発表する場合，発表者のすべては当該研究実施に関わる COI 状態を発表時に，本学会の所定の書式で適正に開示するものとする。研究などの発表との関係で，本指針に反するとの指摘がなされた場合には，当該会員はその趣旨を理解し全面的に協力しなければならない。理事会（理事長）は COI を管轄する委員会（以下，利益相反委員会と略す）に審議を求め，その答申に基づき，妥当な措置方法を講ずる。

### 2. 役員などの責務

本学会の役員（理事長，理事，監事），学術講演会担当責任者（会長など），各種委員会委員長，特定の委員会委員，および作業部会の委員は本学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており，当該事業に関わる COI 状態については，就任する時点で所定の書式（様式 3）にしたがい自己申告書（就任時の前年から過去 3 年間）を提出しておかなければならない。また，就任時の年，或いはその後，新たに COI 状態の変更が生じた場合には，8 週以内に様式 3 によって追加申告を理事長宛に行うものとする。理事長は当該事業の公明性，中立性を確保するため，役員等の人事に関して適切に管理しなければならない。

すべての役員（編集委員会の編集長，編集委員を含めて）は就任時に COI 自己申告書の提出が義務付けられる。また，査読にかかわる編集委員あるいは査読者も COI マネージメントの対象者として含まれる。基本的には，査読を依頼する場合，投稿論文筆者との間に COI 状態があるか否かの判断は査読候補者に委ねるべきで，査読結果に対して COI の説明責任が果たせないと判断した場合には辞退を可能とする。学術講演や学術雑誌による研究成果の情報発信は社会還元への大きな道筋であり，それらが公明性，中立性を担保しているかどうかの説明責任は，最終的に理事長が果たさなければならない。



### 3. 利益相反 (COI) 委員会の役割

利益相反委員会は、産学連携による医学研究、臨床研究、臨床試験の推進を前提にして、研究者の立場に立って COI 状態を適正にマネジメントするためのアドバイザー的な役割を果たしていく。また、重大な COI 状態が会員に生じた場合、あるいは、COI の自己申告内容が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員の COI 状態をマネジメントするためにヒアリングなどの調査を行い、その結果を本学会の長に答申する。

COI 委員会は、理事長の諮問のもとに下記の所掌事項を取り扱い答申する。

- (1) COI 状態にある会員個人からの質問、要望への対応 (Q & A 作成)
- (2) 役員および発表者 (非会員含む) の事業活動においてバイアスリスクにかかる COI 状態の判断ならびに助言、指導
- (3) 研究倫理、出版倫理の教育研修にかかる企画立案への協力と啓発活動
- (4) 会員個人の COI 申告に関する疑惑が生じた時の調査活動、改善措置の勧告に関すること
- (5) COI 指針の見直し、改訂に関すること

### 4. 理事長の役割

理事長は、役員などが本学会の事業を遂行するうえで、重大な COI 状態が生じた場合、あるいは COI の自己申告が不適切であると認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

### 5. 学術講演会責任者の役割

学術講演会責任者 (会長) は、発表者 (非会員も含む) が医学系研究の成果を発表する場合に所定の様式にて COI 開示が適切に行われているかどうかの検証をしなければならない。特に、企業などが関わる医学系研究結果の発表に際しては、発表内容が中立的な立場で公平に公表されているかどうかを聴衆が判断できる環境を提供することにあり、本指針を遵守せず、COI 開示をしない発表については公表の差し止めなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際には利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

### 6. 編集委員長の役割

基本的に、日本医学会医学雑誌編集ガイドライン (2015) に準拠して対応する。COI 管理の視点から、学会機関誌などの刊行物で、医学系研究にかかる原著論文、総説、診療ガイドライン、編集記事、意見などが科学性、倫理性を担保に中立的な立場で公表されることが基本原則であり、学会誌編集委員長は、それらの実施が関係する倫理指針や本指針に沿ったものであることを検証し、発表内容の質とともに信頼性の確保を行わなければならない。

公表された論文等について誤った記載が発覚したり、誠実性 [honesty] や公正性 [integrity] についての疑問が生じることがある。研究の誠実性や公正性に関して疑問が生じたり、ミスコンダクトの申立てがあった際の編集者の対応として、日本医学会医学雑誌編集者会議 (JAMJE) では、Committee on Publication Ethics (COPE: 出版倫理委員会) (<http://publicationethics.org/>) から公表されている手順に従うことを推奨しており、その中に COI 開示も含まれている。

#### 1) 投稿論文の COI 管理

医学系研究の実施から結果公表過程 (研究資金源、企画とデザイン、プロトコル作成、データ集計と処理、データ管理と解析、論文作成など) にかかる著者と企業および企業関係者の具体的な役割に関する情報や著者の COI 状態を記載させ、論文公表に際して両者の利害関係のより一層の透明化を図るとともに、研究内容の中立性、公平性の確保が基本原則となる。そして、すべての著者は公表された研究結果の質と信頼性に対しては責任を負わなければならない。公表される研究結果の判断者は社会 (国民、患者、医師など) であり、そのための透明性の確保が大前提でもある。

#### (1) 和文雑誌の発表者

和文雑誌の発表者は会員であることが多いので、各分科会における学術集会・講演会における COI 申告書と同じ項目で対応が可能であるが、非会員の投稿者についても当該分科会の COI 指針に従う事の了解を得て、所

定の様式にて全著者は COI 状態の開示をしなければならない。

## (2) 英文雑誌の発表者

学術雑誌の論文発表に際して、欧米の学会ならびに雑誌社から著者に求められる COI 自己申告書の様式は多様であるが、本学会では医学雑誌編集者国際委員会 (ICMJE) が提案の COI disclosure forms を参考に英文誌編集委員会が作成する。また、ICMJE 公表の Recommendations for the Conduct, Reporting, Editing, and Publication of Scholarly Work in Medical Journals (Updated December 2014) および日本医学会医学雑誌編集ガイドライン (2015) を参考とし対応する。

著者は研究の公正性と信頼性を確保するために、論文内容に関係する企業などとの COI 状態を所定の様式に従い自己申告し、契約にて行われる企業との医学系研究については、企画、プロトコル作成、実施、モニタリング、監査、データ集計、統計学的解析、データ解釈、論文原稿作成、レビューなどにおける資金提供者（企業関係者等）の役割と関与を当該論文の末尾へ明確に記載しなければならない。英文論文と和文論文について記載法を例示する(図1)。一方、規定された COI 状態がない場合も、「The authors state they have no conflicts of interest」などの文言を同部分に記載する。

図1 製薬企業から契約にて研究支援を受けた研究成果公表時の記載

### 1) 英文論文における記載例

- Role of the funding source:  
ABC company participated in the interpretation of data and review of the report.
- COI disclosure: author's disclosure
- Acknowledgment:  
Financial support for the clinical trial was provided by ABC company (Tokyo, Japan). This manuscript was reviewed by the funding company. We thank all the study investigators and staff and patients who participated in this trial, Ichiro Tokyo and Jiro Kyoto, of ABC company, for helpful discussions during manuscript development.

### 2) 和文論文における記載例

- 資金提供者の役割: ABC 企業は、契約のもとに当該臨床研究の結果報告書のレビューとデータ解釈に参加した。
- COI 開示: 著者個々の開示
- 謝辞: 当該臨床研究資金は ABC 企業によって提供された。本論文は資金提供者のレビューを受けた。著者らは関係する研究者とスタッフ、本研究に参加した研究対象者および ABC 企業所属の東京一郎氏と京都次郎氏に対し、論文作成過程における有益な討論に感謝します。

\*日本医学会 COI 管理ガイドライン 2017 より抜粋

## 2) COI 違反者への対応

編集委員会は、当該論文掲載後に本指針に違反（虚偽の申告など）していたとする情報が提供された場合、COI 委員会との連携にて事実関係を再確認し、本指針に反する場合にはその内容に応じて改善や掲載の差し止め、論文撤回、謝罪文の掲載を求めるなどの措置を理事長の了解のもとに講ずることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知しなければならない。また、当該刊行物などに編集長名でその旨を公開することができる。

7. 診療ガイドライン、治療指針等作成にかかる COI マネージメント

医薬品、医療機器の適正使用や治療の標準化に関する診療ガイドラインは医療現場でもっとも関心が高く、影響力の強い指針として使われている。現在、数多くの診療ガイドラインや診療指針などが学術団体から公表され、我が国の医療の質の向上に大きく役立っている。しかし、それらのガイドラインや指針の策定にかかる委員会には専門的知識や豊富な経験を持つ医師が委員として参加するが、関連する企業との金銭的な COI 関係が深い場合も多い。事実、企業側に有利な publication bias や reporting bias が起こりやすいとの指摘があり。そのような懸念を起こさせないための COI 管理が必要となっている。

診療ガイドライン策定にかかる委員長および委員の選考は、専門家のガイドライン作成参画を排除するようなものであってはならないが、利益相反の開示をしてきちんと管理することが重要である。ガイドライン作成にかかわるすべての委員の COI 状態とともに、診療ガイドラインを策定する当該学会の COI 状態も日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス（2017）に示されている表 1、表 2 にて当該診療ガイドライン中に開示しなければならない。また、表 3 に示す金額を超える各項目の基準額のいずれかを超過している委員については、審議には参加することは可能であるが、余人をもって替えがたい場合を除き議決権を持つべきではない。基準額を大幅に超えるような COI 状態がある場合には、委員候補は自ら就任を辞退することを検討すべきである。

表 1 診療ガイドライン策定参加者の COI 開示記載例

診療ガイドライン統括委員会参加者の COI 開示

参加者名 (所属, 職名)	①顧問	②株保有 ・利益	③特許 使用料	④講演料	⑤原稿料	⑥研究費	⑦寄附金	⑧寄附講座	⑨その他
東京花子 X 大学 Y 講座 教授		A 製薬		B 製薬 D 製薬	A 製薬	C 製薬		B 製薬 E 製薬	
東京太郎 T 大学 U 講座 准教授		F 製薬		B 製薬 D 製薬	A 製薬 H 製薬	C 製薬		G 製薬	

診療ガイドライン策定委員会・システマティックレビューチーム参加者の COI 開示

参加者名 (所属, 職名)	①顧問	②株保有 ・利益	③特許 使用料	④講演料	⑤原稿料	⑥研究費	⑦寄附金	⑧寄附講座	⑨その他
大阪梅子 M 病院 N 内科 部長				C 製薬 D 製薬 C 製薬	H 製薬 E 製薬	B 製薬			
大阪次郎 O 大学 P 講座 教授				A 製薬 A 製薬 F 製薬	B 製薬 C 製薬 B 製薬	B 製薬		G 製薬 H 製薬	

日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス 2017

表 2 診療ガイドラインを策定する当該分科会の COI 開示 (例)

1) 分科会の事業活動に関連して、資金(寄附金等)を提供した企業名
A 製薬 B 製薬 C 製薬 D 製薬 E 製薬 F 製薬
2) 診療ガイドライン策定に関連して、資金を提供した企業名
C 製薬 E 製薬 F 製薬

表 3 診療ガイドライン策定参加者の議決権に関する基準額

診療ガイドライン策定参加者の個人 COI			
4. 講演料	5. パンフレットなど執筆料	6. 受け入れ研究費	7. 奨学寄附金
200 万円	200 万円	2,000 万円	1,000 万円

もちろん各分科会においてはそれぞれの状況も異なることが予想されるため、内科学会として出すのはあくまで参考のための基準であり、各学会においてはそれぞれの事情に応じていくらを超えたら議決権を持たないようにするのが適切である。

## 8. その他

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて理事会は改善措置などを指示することができる。

## IX. COI 開示請求への対応

本学会は所属する会員、役員のコI状態に関する開示請求が分科会外部（例、マスコミ、市民団体など）からなされた場合、妥当と思われる請求理由であれば、理事長はCOI委員会に諮問し、個人情報保護のもとに事実関係の調査を含めて、できるだけ短期間に実施し、答申を受けた後、速やかに当該開示請求者へ回答する。

医学系研究成果の論文公表後、当該論文に関して産学連携にかかる疑義を指摘された場合、編集委員会とCOI委員会とが連携して疑義の解明に努め、学会の長は説明責任を果たす。しかし、それぞれの委員会で対応できないと判断された場合、学会の長は外部委員（有識者）を含めた調査委員会にて対応し、疑惑事案の真相解明に向けて迅速にかつ的確に対応し、答申を受けた後、速やかに開示請求者に対して説明責任を果たすべきである。一方、医学系研究が実施された研究機関での疑惑が想定される場合には、研究責任者（研究代表者）として当該研究を実施した研究機関の長に真相解明のための調査報告を求めるべきである。

## X. 指針違反者に対する措置と不服の申し立て

### 1. 指針違反者に対する措置

本学会理事会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、倫理委員会（あるいは該当する委員会）に諮問し、答申を得たうえで、理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- (1) 本学会が開催するすべての講演会での発表禁止
- (2) 本学会の刊行物への論文掲載の禁止あるいは論文撤回
- (3) 本学会の講演会の会長就任禁止
- (4) 本学会の理事会、委員会、作業部会への参加禁止
- (5) 本学会の評議員の解任、あるいは評議員になることの禁止
- (6) 本学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止など

指針違反者に対する措置が確定した場合、当該会員が所属する他の内科系関連学会の長へ情報提供を行うものとする。

### 2. 不服の申し立て

被措置者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通知を受けた日から7日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。本学会の理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申し立て審査委員会（暫定諮問委員会）を設置して、審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申し立て者に通知する。

### 3. 不服申し立て審査手続

- 1) 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。
- 2) 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる倫理・医療安全委員会委員長ならびに不服申し立て者から必

要がある時は意見を聴取することができる。

- 3) 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。
- 4) 審査委員会の決定を以って最終とする。

## XI. 社会への説明責任

理事長は役員および会員のCOI状態について、社会的・道義的な説明責任を果たす必要性が生じた場合、理事会の決議を経て必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表し、組織としての社会への自己責任と説明責任を果たすものとする。この場合、開示もしくは公開されるCOI情報の当事者は、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べる機会を与えられるが、開示もしくは公開について緊急性があり、意見を聞く余裕がないときはその限りでない。

## XII. 研究倫理, 出版倫理に関する教育研修

学会の長は、会員等や編集委員会・倫理委員会・利益相反委員会にかかわる委員等の関係者が生命倫理、研究倫理、出版倫理の教育・研修を継続して受ける機会を確保しなければならない。そのためには、認定医或は専門医資格を取得予定あるいは更新するための申請資格条件として倫理教育研修の受講を義務づける。

## XIII. 内科系関連 14 学会の連携

本学会は、本指針の見直し作業に関する情報交換などを行うために、「医学系研究のCOI」に係る内科系14学会（日本内科学会、日本消化器病学会、日本肝臓学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本神経学会、日本アレルギー学会、日本リウマチ学会、日本感染症学会、日本老年医学会）からなる協議会（略して、内科系14学会COI指針協議会）を設置して、必要に応じて開催する。

## XIV. 指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する指針、法令の改正、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるためには、定期的に見直しを行い、改正することができる。

## XV. 施行日

1. 本指針は2010年4月12日より施行する。
2. 本指針は2011年12月16日に改訂し、2012年4月16日より施行する。
3. 本指針は2015年3月17日に一部改定し、2015年4月13日より施行する。
4. 本指針は2016年3月18日に改訂し、2016年4月18日より施行する。
5. 本指針は2017年3月24日に改訂し、2017年4月17日より施行する。
6. 本指針は2017年9月5日に改訂し、2017年9月11日より施行する。

## XVI. 附則

---

### 附1) 用語の定義について

医学系研究にかかる用語の定義は、原則として「ヘルシンキ宣言」の日本医師会日本語訳ならびに厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等を参考とし、本指針の内容についても出来る限りそれらとの整合性を図った。

#### 1. 人間を対象とする医学系研究

人間（試料・情報を含む。）を対象として、疾病の成因の究明（健康に関する様々な事象の頻度および分布ならびにそれらに影響を与える要因を含む。）および病態の理解や、疾病の予防や医療における診断方法および治療方法の改善または有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進または患者の予後若しくは生活の質の向上

に資する知識を得ることを目的として実施される活動をいう。世界医師会公表のヘルシンキ宣言で使用された「human subjects」は日本医師会の日本語訳「人間」を当指針に用いた。

## 2. 臨床研究

医療における疾病の予防方法、診断方法および治療法の改善、疾病原因および病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される次に掲げる医学系研究であって、倫理審査の対象となるものをいう。

①介入を伴う研究であって、医薬品または医療機器を用いた予防、診断または治療方法に関するもの。

②介入を伴う研究（①に該当するものを除く。）

③介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究（明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度および分布ならびにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究をいう。）を含まないもの（観察研究という。）

## 3. 臨床試験

医薬品（ワクチンや生物製剤を含む）、放射線療法、精神療法、手術、医療機器、代替療法等の臨床効果を評価する目的に人間を対象とし適切な科学的原則に従ってデザインされ、実施される介入を伴う研究をいう。目的による臨床試験の分類（臨床試験の一般指針）として、①臨床薬理試験、②探索的試験、③検証的試験（有効性確立のための比較試験、無作為化並行用量反応試験、安全性試験、死亡率/罹病率を評価項目（endpoint）とする試験、大規模臨床試験、比較試験）、④治療の使用（有効性比較試験、死亡率/罹病率を評価項目（endpoint）とする試験、付加的な評価項目（endpoint）の試験、大規模臨床試験、医療経済学的試験）がある。

## 4. 侵襲

研究目的で、穿刺、切開、投薬、放射線照射、心的外傷に触れる質問等、日常生活で被る範囲を超える刺激、研究対象者の身体または精神に対して与える行為をいう。侵襲のうち、研究対象者の身体および精神に及ぼす作用が少ないものを「軽微な侵襲」という。

## 5. 介入

研究目的で、人間の健康に関するさまざまな事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動、医療における傷病の予防、診断または治療のための投薬、検査等を含む。）の有無や程度を制御する行為（通常の診療を超えた医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。）をいう。

## 6. 研究対象者

研究を実施される者（研究を実施されることを求められた者）および研究に用いられることとなる既存資料・情報を取得された者をいう。

## 7. 研究者等

研究責任者、および研究の実施（試料・情報の収集・分譲を行う機関における収集・分譲の実施を含む。）に携わるその他の関係者を指し、研究機関以外において既存試料・情報の提供のみを行う者および他から委託を受けて研究に関する一部業務に従事する者を除く。

## 8. 研究責任者（principal investigator）

研究計画書を作成する等、研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者をいう。

## 9. 研究代表者

研究責任者として研究計画書の作成等、研究の実施に携わると共に、複数の施設との当該共同研究の実施に係る業務を統括する者をいう。

## 10. 研究機関の長

研究を実施する法人の代表者、行政機関の長または個人事業主であって、当該研究に関して最終的な責任を有する者をいう。

## 11. スポンサー（sponsor）

臨床研究の開始、運営、管理および資金等にかかる責任を持つ個人、企業、機関または団体をいう。

## 12. 資金提供者（funder, funding agency）

臨床研究の実施に必要な資金を提供する個人、企業、法人、機関または団体をいう。

## 13. 重篤な有害事象

①死に至るもの、②生命を脅かすもの、③治療のための入院または入院期間の延長が必要となるもの、④永

統的または顕著な障害・機能不全に陥るもの、⑤先天異常を来すものをいう。

#### 14. 予測できない重篤な有害事象

重篤な有害事象のうち、研究計画書やインフォームド・コンセントの説明文書等において記載されていないもの、あるいは記載されていてもその性質や重症度が記載内容と一致しないものをいう。

#### 15. 介入研究

人間を対象とした侵襲性のある臨床試験をいう。新しい医薬品の製造販売承認に際して申請に必要な資料収集のために行う臨床試験を「治験」といい、承認された医薬品の臨床上の有効性や安全性を研究者が企画発案し検証する介入研究を「研究者主導臨床試験」という。

#### 16. ランダム化比較試験

恣意的な評価の偏りを排除して、客観的な治療効果の評価を可能にする大規模比較臨床試験の研究手法をいう。

#### 17. 研究機関

研究を実施する法人、行政機関及び個人事業主をいい、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行う場合を除く。

#### 18. 共同研究機関

研究計画書に基づいて研究を共同で実施する研究機関をいい、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う機関を含む。

#### 19. インフォームド・アセント

インフォームド・コンセントを与える能力がないと客観的に判断される研究対象者が、実施または継続されようとする研究に関して、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明を受け、当該研究を実施または継続されることの決定を理解し、賛意を表することをいう。

#### 20. インフォームド・コンセント

研究対象者またはその代諾者等（以下「研究対象者等」という。）が、実施または継続されようとする研究に関して、当該研究の目的および意義、方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果（リスクおよび利益を含む。）等について十分な説明を受け、それらを理解した上で、自由意思に基づいて与える、当該研究（試料・情報の取扱いを含む。）を実施または継続されることに関する同意をいう。

#### 21. 代諾者

研究対象者の意思および利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者にインフォームド・コンセントを与える能力がないと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等に対してインフォームド・コンセントを与えることができる者をいう。研究対象者が死者である場合を含めていうときは、「代諾者等」という。

#### 22. 産学連携活動

研究機関が医学研究に関して企業・法人組織、営利を目的とする団体（以下、企業等）と連携して行う。次の活動が含まれる。

- 1) 共同研究：企業等と研究費、研究者を分担して実施する研究（有償無償を問わない）
- 2) 受託研究：企業等から療法・薬剤、機器等に関連して契約をもとに行う研究
- 3) 技術移転：研究機関の研究成果や特許権等の権利を利用し、企業において実用化
- 4) 技術指導：研究機関の研究者等が企業の研究開発・技術指導を実施
- 5) 研究機関発ベンチャー：研究機関の研究成果をもとに当該研究機関が支援する形でのベンチャー設立
- 6) 寄附金：企業等から研究機関への制限を設けない研究助成のための寄附金
- 7) 寄附講座：企業などから研究機関への寄附金による研究推進のために設置された講座

#### 23. モニタリング

臨床試験が適正に行われることを確保するために、研究計画書にもとづく進捗状況ならびに倫理性、科学性を担保に行われているかについて、研究責任者（研究代表者）が指定したものに行わせる調査をいう。

#### 24. 監査

臨床試験結果の信頼性確保のために、臨床試験が適正に行われたかについて研究責任者（研究代表者）が指定したものに行わせる調査をいう。

<利益相反委員会委員名>

委員長 代田浩之（順天堂大学）

副委員長 南学正臣（東京大学）

委員 上野義之（山形大学）

長谷川好規（名古屋大学）

外部委員 掛江直子（国立成育医療研究センター）

畔柳達雄（金子・岩松法律事務所）

アドバイザー 曾根三郎（日本医学会利益相反委員会）



## 一般社団法人 日本腎臓学会 「医学研究の利益相反に関する共通指針」の細則

一般社団法人日本腎臓学会（以下、本学会と略記）は、様々な活動を通して社会に貢献することを目指している。本利益相反マネジメント指針は、本学会、および本学会会員（以下、会員と略記）のあらゆる活動について、学会として利益相反（conflict of interest：COI）に対して公正、適切、かつ迅速に対処する方針を策定したものである。なお、本学会、および会員の活動とは、本学会が主催する学術会議をはじめとするあらゆるプログラム、本学会が編集する学会誌をはじめとする刊行物の出版、本学会の関与する各委員会活動、調査・研究事業、およびこれらに関わる会員の活動のことである。

本学会は、「医学研究の利益相反（Conflict of Interest, COIと略す）に関する共通指針」を、内科系関連13学会（日本内科学会、日本消化器病学会、日本肝臓学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本神経学会、日本アレルギー学会、日本リウマチ学会、日本感染症学会、日本老年医学会）と協力して策定した。本学会会員などの利益相反（COI）状態を公正にマネジメントするために、「医学研究の利益相反に関する指針の細則」を次のとおり定める。

### 第1条（本学会学術集会などにおけるCOI事項の申告）

#### 第1項

会員、非会員の別を問わず発表者と司会者は本学会が主催する学術集会（学術総会・東部学術大会・西部学術大会）、本学会および企業・法人組織、営利を目的とする団体が主催または共催するセミナーや講演会、座談会、市民公開講座）などで医学研究に関する発表・講演を行う場合、発表者全員と司会者は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、今回の演題発表に際して、医学研究に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について過去3年間におけるCOI状態の有無を、抄録登録時に登録画面により自己申告しなければならない。

筆頭発表者（共同演者も含めて）と司会者は該当するCOI状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に様式1A、1B、1C、1Dにより、あるいはポスターの最後に所定の様式1Cまたは1Dにより開示するものとする。

#### 第2項

「医学研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、医学研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。

- ①医学研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）
- ②医学研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- ③医学研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- ④医学研究について研究助成・寄付などをしている関係
- ⑤医学研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係
- ⑥寄付講座などの資金提供者となっている関係

#### 第3項

発表演題に関連する「医学研究」とは、医療における疾病の予防方法、診断方法および治療方法の改善、疾病原因および病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される基礎的並びに臨床的研究である。人間を対象とする医学系研究には、個人を特定できる人間由来の試料および個人を特定できるデータの研究を含むものとする。個人を特定できる試料またはデータに当たるかどうかは文部科学省・厚生労働省公表（平成26年12月）の「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」に定めるところによるものとする。

### 第2条（COI自己申告の基準について）

COI自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

- ①医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- ②株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- ③企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- ④企業・組織や団体から、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- ⑤企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- ⑥企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して申告者が実質的に決定し得る研究契約金の総額が年間100万円以上とする。
- ⑦企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄付金の総額が年間100万円以上の場合とする。
- ⑧企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。但し、申告者が実質的に用途を決定し得る寄付金の総額が年間100万円以上のものとする。
- ⑨その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

但し、開示基準①「企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職」とは、研究機関に所属する研究者が特定企業の役員、顧問職に就任し、契約により定期的にかつ継続的に従事し報酬を受取る場合を意味しており、相手企業からの依頼により単回でのアドバイスなどの提供は開示基準④「企業・組織や団体から、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）の報酬」として申告すること。

さらに⑥、⑦については、発表者個人および司会者個人か、発表者および司会者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。なお、企業などから提供される研究費・寄付金に係る判断基準額については、申告者が実質的に用途を決定し得る金額とし、研究機関の長から実際に割り当てられた年間総額を申告する。

次に、疑義が出やすい申告項目としては、企業からの寄附金などを非営利法人（例、NPO）や公益法人（例、財団）を介しての資金援助（受託研究費、研究助成費）が該当するが、同様に自己申告する必要がある。資金援助金が高額であればあるほど研究成果の客観性や公平性が損なわれている印象を第三者に与えやすいことから、社会からの疑念や疑義が生じないようにするためにも関連企業からの研究支援が間接的であると想定される場合には自らCOI自己申告をしておくことが望ましい。

### 第3条（本学会学会誌などにおける届出事項の公表）

本学会の学会誌（Clinical and Experimental Nephrology, CEN Case Reports, 日本腎臓学会誌）などで発表（総説、原著論文、症例報告など）を行う著者全員は、会員、非会員を問わず、発表内容が本細則第1条第2項に規定された企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、投稿時から遡って過去3年間におけるCOI状態を投稿規定に定める「Potential Conflict of Interest」（様式2-A The Japanese Society of Nephrology: Potential Conflict of Interest Disclosure Statement）あるいは、様式2-B 日本腎臓学会誌：自己申告によるCOI報告書）を用いて事前に学会事務局へ届け出なければならない。

Corresponding author は当該論文にかかる著者全員からのCOI状態に関する申告書を取りまとめて提出し、記載内容について責任を負うことが求められる。この「Potential Conflict of Interest」の記載内容は、論文末尾、AcknowledgmentsまたはReferencesの前に掲載される。規定されたCOI状態がない場合は、「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言が同部分に記載される。

投稿時に明らかにするCOI状態は、「医学研究のCOIに関する共通指針」のIV。申告すべき事項で定められ

たものを自己申告する。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は第2条にしたがう。Clinical and Experimental Nephrology, CEN Case Reports, 日本腎臓学会誌以外の本学会刊行物での発表もこれに準じる。発表者より届けられた「Disclosed Potential Conflict of Interest」は論文査読者に開示しない。

なお、英文誌 Clinical and Experimental Nephrology, CEN Case Reports の場合、海外研究者（非会員）からの論文投稿数が多く、国情により産学連携の仕組みも異なることから、①自己申告する対象者の範囲、②申告項目、③申告のための評価法、④措置方法などは学会誌 COI 指針のなかに別途定めるものとする。

#### 第4条（診療ガイドライン・治療指針等策定委員会における届出事項の公表）

ガイドラインや指針の策定にかかる委員会の委員長および委員は、就任時に「役員などの COI 自己申告書（様式3）」にて過去3年分を提出しなければならない。

表1、表2にて当該診療ガイドライン中に開示しなければならない。

表3に示す各項目が基準額のいずれかを超過している委員については、審議に参加することは可能であるが議決権は持たないものとする。ただし、理事長（または委員長）が、余人を持って替えがたいと判断した場合は、議決権を持つことができる。理事長（または委員長）は基準額を大幅に超えるような COI がある委員候補に対して就任を辞退するよう勧告することができる。

表1 診療ガイドライン策定参加者の COI 開示記載例

診療ガイドライン作成委員会参加者の COI 開示

参加者名 (所属, 職名)	①顧問	②株保有 ・利益	③特許 使用料	④講演料	⑤原稿料	⑥研究費	⑦寄附金	⑧寄附講座	⑨その他
東京花子 X大学Y講座 教授		A 製薬		B 製薬 D 製薬	A 製薬	C 製薬		B 製薬 E 製薬	
東京太郎 T大学U講座 准教授		F 製薬		B 製薬 D 製薬	A 製薬 H 製薬	C 製薬		G 製薬	

診療ガイドライン策定委員会・システマティックレビューチーム参加者の COI 開示

参加者名 (所属, 職名)	⑩顧問	⑪株保有 ・利益	⑫特許 使用料	⑬講演料	⑭原稿料	⑮研究費	⑯寄附金	⑰寄附講座	⑱その他
大阪梅子 M病院N内科 部長				C 製薬 D 製薬 C 製薬	H 製薬 E 製薬	B 製薬			
大阪次郎 O大学P講座 教授				A 製薬 A 製薬 F 製薬	B 製薬 C 製薬 B 製薬	B 製薬		G 製薬 H 製薬	

日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス 2017

表2 日本腎臓学会（合同委員会の場合は関係学会を含む）の事業および診療ガイドライン策定に関連する COI 開示（例）

1) 日本腎臓学会の事業活動に関連して、資金(寄附金等)を提供した企業名
A 製薬 B 製薬 C 製薬 D 製薬 E 製薬 F 製薬
2) 診療ガイドライン策定に関連して、資金を提供した企業名
C 製薬 E 製薬 F 製薬

表3 診療ガイドライン策定参加者の議決権に関する基準額

診療ガイドライン策定参加者の個人 COI			
4. 講演料	5. パンフレットなど執筆料	6. 受け入れ研究費	7. 奨学寄附金
200万円	200万円	2,000万円	1,000万円

## 第5条（役員、委員長、委員などのCOI申告書の提出）

### 第1項

本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会（学術総会・東部学術大会・西部学術大会）の会長次回会長、各種委員会のすべての委員長、特定の委員会（学術総会企画委員会、編集委員会、診療ガイドライン策定に関わる委員会、倫理委員会の委員、学会の従業員は、「医学研究のCOIに関する共通指針」のIV。申告すべき事項について、就任時の過去3年間におけるCOI状態の有無を所定の様式3にしたがい、新就任時と、就任後は1年ごとに、COI自己申告書を理事会へ提出しなければならない。既にCOI自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。但し、COIの自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

### 第2項

様式3に記載するCOI状態については、「医学研究のCOIに関する共通指針」のIV。申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第2条で規定された基準額とし、様式3にしたがい、項目ごとに金額区分を明記する。様式3は就任時の前年度1年分を記入し、その算出期間を明示する。但し、役員などは、在任中に新たなCOI状態が発生した場合には、8週以内に様式3を以て報告する義務を負うものとする。

## 第6条（COI自己申告書の取り扱い）

### 第1項

学会発表のための抄録登録時あるいは本学会雑誌への論文投稿時に提出されるCOI自己申告書は提出の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。同様に、役員の任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関するCOI情報の書類なども、最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。2年間の期間を経過した者については、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者のCOI情報の削除・廃棄を保留できるものとする。学術集会長（次回含む）、および学術集会企画委員会委員長に関するCOI情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

### 第2項

本学会の理事・関係役職者は、本細則にしたがい、提出された自己申告書をもとに、当該個人のCOI状態の有無・程度を判断し、本学会としてその判断にしたがったマネージメントならびに措置を講ずる場合、当該個人のCOI情報を随時利用できるものとする。しかし、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない。

### 第3項

COI情報は、第5条第2項の場合を除き、原則として非公開とする。COI情報は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表することができる。但し、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反委員会、倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。この場合、開示もしくは公開されるCOI情報の当事者は、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し、開示もしくは公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

### 第4項

非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含め）があつた場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けて倫理委員会が個人情報の保護のもとに適切に対応する。しかし、倫理委員会に対応できないと判断された場合には、理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成

される COI 調査委員会を設置して諮問する。COI 調査委員会は開示請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。

### 第 7 条 (利益相反委員会)

理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員 1 名以上により、利益相反 (COI) 委員会を構成し、委員長は委員の互選により選出する。COI 委員会委員は知り得た会員の COI 情報についての守秘義務を負う。COI 委員会は、理事会、倫理委員会と連携して、利益相反ポリシーならびに本細則に定めるところにより、会員の COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応を行う。委員にかかる COI 事項の報告ならびに COI 情報の取扱いについては、第 5 条の規定を準用する。

### 第 8 条 (違反者に対する措置)

#### 第 1 項

本学会の学会誌 (Clinical and Experimental Nephrology, CEN Case Reports, 日本腎臓学会誌) などで発表を行う著者、ならびに本学会学術集会などの発表予定者によって提出された COI 自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、本学会として社会的説明責任を果たすために利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行ったうえで適切な措置を講ずる。深刻な COI 状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議のうえ、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、理事長は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講ずる。

#### 第 2 項

本学会の役員、各種委員会委員長、COI 自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告された COI 事項に問題があると指摘された場合には、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告し、理事長は速やかに理事会を開催し、理事会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時、役員および役員候補者にあつては退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。

### 第 9 条 (不服申し立て)

#### 第 1 項：不服申し立て請求

第 7 条 1 項により、本学会事業での発表 (学会誌、学術集会など) に対して違反措置の決定通知を受けた者ならびに、第 7 条 2 項により役員の退任あるいは委員委嘱の撤回を受けた候補者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通知を受けた日から 7 日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。審査請求書には、委員長が文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、委員長に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

#### 第 2 項：不服申し立て審査手続

1. 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会 (以下、審査委員会という) を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員 1 名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。  
審査委員会は審査請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催してその審査を行う。
2. 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる倫理委員会委員長ならびに不服申し立て者から必要がある時は意見を聴取することができる。
3. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第 1 回の委員会開催日から 1 ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。

4. 審査委員会の決定を持って最終とする。

#### 第10条（細則の変更）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。総務委員会のもとに発足する利益相反委員会は、本細則の見直しのための審議を行い、総務委員会・理事会の決議を経て、変更することができる。

#### 附則

##### 第1条（施行期日）

本細則は、平成25年4月22日（平成25年度第1回定例理事会終了翌日）から完全実施とする。

本細則は、一部改正の上、平成25年9月2日（平成25年度臨時理事会終了翌日）から施行する。

本細則は、一部改正の上、平成26年9月1日（平成26年度臨時理事会終了翌日）から施行する。

本細則は、一部改正の上、平成26年12月1日（平成26年度第2回定例理事会終了翌日）から施行する。

本細則は、一部改正の上、平成27年4月26日（平成27年度第1回定例理事会終了翌日）から施行する。

本細則は、一部改定の上、平成28年4月25日（平成28年度第1回定例理事会終了翌日）から施行する。

本細則は、一部改定の上、平成29年8月28日（平成29年度臨時理事会終了翌日）から施行する。

本細則は、一部改定の上、平成29年11月27日（平成29年度第2回定例理事会終了翌日）から施行する。

##### 第2条（本細則の改正）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および臨床研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として、数年ごとに見直しを行うこととする。

##### 第3条（役員などへの適用に関する特則）

本細則施行のときに既に本学会役員などに就任している者については、本細則を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする。

# 日本腎臓学会

## COI 開示

司会者名: ○ ○ ○ ○

過去3年間において  
司会をするセッションの中で発表する内容に  
開示すべきCOI関係の企業などはありません。

# 日本腎臓学会

## COI 開示

司会者名: ○ ○ ○ ○

過去3年間において  
司会をするセッションの中で発表する内容に  
開示すべきCOI関係(過去3年間)にある企業

- 役員・顧問職: A株式会社
- 株式保有・利益: B株式会社
- 特許使用料: C製薬
- 講演料: D製薬・E製薬
- 原稿料: F製薬
- 受託研究・共同研究費: G製薬
- 奨学寄付金: H製薬・I製薬
- 寄付講座所属: J製薬・K株式会社
- 旅行・贈答品: L製薬

開示すべき内容がある項目  
のみ企業名を記載

# 日本腎臓学会 COI 開示

発表者名: ○○○○、○○○○、\*○○○○(\*代表者)

過去3年間において

演題発表内容に関連し、発表者らに開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

# 日本腎臓学会 COI 開示

発表者名: ○○○○、○○○○、\*○○○○(\*代表者)

過去3年間において

演題発表内容に関連し、開示すべきCOI関係(過去3年間)にある企業

役員・顧問職: A株式会社  
 株式保有・利益: B株式会社  
 特許使用料: C製薬  
 講演料: D製薬・E製薬  
 原稿料: F製薬  
 受託研究・共同研究費: G製薬  
 奨学寄付金: H製薬・I製薬  
 寄付講座所属: J製薬・K株式会社  
 旅行・贈答品: L製薬

開示すべき内容がある項目  
のみ企業名を記載



Japanese Society of Nephrology:

Self-Reported Potential Conflict of Interest Disclosure Statement

Author's Name: \_\_\_\_\_

Manuscript Title: \_\_\_\_\_

(All authors are required to disclose any COI within a period of three full calendar years (36 months) ending December 31st of the year prior to the year in which, at any time of that year and up to the time of submission, a manuscript was submitted, when any company, entity, or organization has an interest in the subject matter of that manuscript.)

Area	Yes or No	If Yes, list the name(s) of author(s) and commercial entity(ies)
<p><b>1. Employment/Leadership position/Advisory role</b></p> <p>1,000,000 yen or more annually from one commercial entity</p>	<p>Yes/No</p>	<p>e.g. Taro Nihon, Atlantic Ocean Pharmaceuticals</p> <p>Takashi Fujiyama, ABC Pharmaceuticals</p>
<p><b>2. Stock ownership or options</b></p> <p>Profit of 1,000,000 yen or more annually from the stock of one company/ownership of 5% or more of total shares of one company</p>	<p>Yes/No</p>	
<p><b>3. Patent royalties/licensing fees</b></p> <p>1,000,000 yen or more per one royalty/licensing fee annually</p>	<p>Yes/No</p>	

<p><b>4. Honoraria (e.g. lecture fees)</b></p> <p>500,000 yen or more annually from one commercial entity</p>	<p>Yes/No</p>	
<p><b>5. Manuscript fees</b></p> <p>500,000 yen or more annually from one commercial entity</p>	<p>Yes/No</p>	
<p><b>6. Research funding</b></p> <p>1,000,000 yen or more annually for research work (collaborative study, consignment study, or clinical trial) which the author is substantially authorized to use</p>	<p>Yes/No</p>	
<p><b>7. Subsidies or Donations</b></p> <p>1,000,000 yen or more annually to departments (departments, fields, or laboratories) from the same commercial entity, which the author is substantially authorized to use</p>	<p>Yes/No</p>	
<p><b>8. Endowed departments by commercial entities</b></p> <p>1,000,000 yen or more annually, which the author is substantially authorized to use</p>	<p>Yes/No</p>	
<p><b>9. Travel fees, gifts, and others</b></p> <p>50,000 yen or more annually from one commercial entity</p>	<p>Yes/No</p>	

This statement will be kept for 2 years after the publication of the manuscript.

Date of Completion      YYYY MM    DD

Corresponding Author's Signature \_\_\_\_\_

## 日本腎臓学会誌：自己申告によるCOI報告書

著者名：\_\_\_\_\_

(共著者を含む)

論文題名：\_\_\_\_\_

(著者全員について、投稿時点の前の年から過去3年間を対象に、発表内容に関する企業・組織または団体との COI 状態を記載)

項目	該当の状況	有であれば、著者名・企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計50万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体からの医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金の総額が年間100万円以上のもの	有・無	
⑦ 奨学(奨励)寄付などの総額 1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄付金の総額が年間100万円以上のもの	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄付講座 実質的に使途を決定し得る寄付金の総額が年間100万円以上のもの	有・無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

(本 COI 申告書は論文掲載後 2 年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

Corresponding author (署名) \_\_\_\_\_ (印)

役員などの COI 自己申告書 : 201X.1.01~12.31  
 (就任時の前年から 1 年ごとに過去 3 年分提出)

一般社団法人 日本腎臓学会理事長 柏原 直樹 殿

申告者氏名(会員番号): \_\_\_\_\_ ( )

所属(機関・教室/診療科)・職名: \_\_\_\_\_

本学会での役職名: 理事長 理事 監事 学術総会長 次回学術総会長 東西学術大会会長

特定委員会名: 委員会委員長 学術総会企画委員会 学会誌編集委員会

診療 GL 策定に関わる委員会 倫理委員会 利益相反委員会 幹事 その他

A. 自己申告者自身の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 ( 有 ・ 無 )

(1つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職(役員・顧問など)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分: ①100 万円以上 ②500 万円以上 ③1000 万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(最近 1 年間の本株式による利益) ( 有 ・ 無 )

(1つの企業の 1 年間の利益が 100 万円以上のもの、あるいは当該株式の 5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分: ①100 万円以上 ②500 万円以上 ③1000 万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 ( 有 ・ 無 )

(1つの特許使用料が年間 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分: ①100 万円以上 ②500 万円以上 ③1000 万円以上

4. 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表, 助言など)に対し、研究者を拘束した時間・労力  
 に対して支払われた日当、講演料などの報酬

(1つの企業・団体からの講演料が年間合計 50 万円以上のものを記載) ( 有 ・ 無 )

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

金額区分: ①50 万円以上 ②100 万円以上 ③200 万円以上

5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		

金額区分：①50万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上

6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体から、医学研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金の総額が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1			
2			
3			

研究費区分：①治験 ②産学共同研究 ③受託研究 ④その他

金額区分：①100万円以上 ②1000万円以上 ③2000万円以上

7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学(奨励)寄付金 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄付金の総額が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

8. 企業などが提供する寄付講座 (□有 ・ □無)

(企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)

	企業・団体名	寄付講座の名称	設置期間
1			
2			

\*実質的に使途を決定し得る寄付金の総額が年間100万円以上のものを記載

9. その他の報酬(研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など) (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のものを記載)

	企業・団体名	報酬内容	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①5万円以上 ②20万円以上

**B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者の申告事項**

該当する方の□にシをお付けください。

すべて申告事項無し：こちらにシをお付けの場合は下記項目の記入は必要ございません。

申告事項有り：下記の該当項目にご記入ください。無い項目には「無」にシを付けてください。

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 ( 有 ・ 無 )

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名		役職(役員・顧問など)	金額区分
1				
2				
3				

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(最近1年間の本株式による利益) ( 有 ・ 無 )

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業名	持ち株数	申告時の株価(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 ( 有 ・ 無 )

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名		特許名	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

誓約：私の利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の日本腎臓学会での職務遂行上で妨げとなる、これ以外の利益相反状態は一切ありません。なお、本申告書の内容は、社会的・法的な要請があった場合は、公開することを承認します。

申告日(西暦) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申告者署名 \_\_\_\_\_ 印

受付番号： \_\_\_\_\_

(本申告書は、任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間保管されます)

自己申告書の欄が足りない場合に記入出来なかったものについてご記入ください。

(別紙)

申告者氏名 : \_\_\_\_\_

<申告事項>

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額
2. 株の保有と、その株式から得られる利益（就任時前年度1年間の本株式による利益）
3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬
4. 企業や営利を目的とした企業や団体より、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講義料など）
5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄付金
8. 企業などが提供する寄付講座
9. その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）

申告者 (A・B)	申告 番号	企業・団体名	適用（役職・特許名・研究費種類など） *2の場合持ち株数および株数を記載	金額区分 (各項目を参照して下さい)

\*記載項目数が足りない場合はコピーしてください。





